

土 木 環 境 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）

平成27年10月8日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

土 木 環 境 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成27年10月 8 日 木曜日
開 会 午前10時 1 分
散 会 午後 5 時25分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第3号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 2 乙第4号議案 沖縄県流域下水道条例の一部を改正する条例
- 3 乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 4 乙第10号議案 財産の取得について
- 5 乙第13号議案 訴えの提起について
- 6 陳情平成24年第76号、同第91号、同第92号、同第94号、同第95号、同第97号、同第109号、同第127号、同第140号の4、同第158号の2、同第162号の2、同第167号、同第171号、同第199号、同第205号、陳情平成25年第2号、同第7号、同第12号、同第14号、同第16号、同第17号、同第19号、同第34号、同第45号、同第48号、同第50号の4、同第60号、同第69号、同第72号、同第73号、同第84号、同第85号、同第95号、同第98号、同第102号の2、同第103号、同第104号の4、同第108号の2、同第123号、同第132号、同第133号、同第148号、陳情平成26年第12号、同第15号、同第17号の2、同第18号、同第38号、同第42号の4、同第44号、同第47号、同第55号、同第66号の4、同第75号、同第77号、同第80号、同第89号、同第92号、同第101号、同第102号、陳情第10号、第13号、第17号、第33号、第46号の4、第47号、第60号、第62号、第69号、第74号の2、第75号、第79号の4、第80号、第91号及び第97号

- 7 閉会中継続審査・調査について
- 8 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について（追加議題）
- 9 審査日程について（追加議題）

出席委員

委員 長	新 垣 良 俊 君
副委員 長	仲宗根 悟 君
委員	具志堅 透 君
委員	中 川 京 貴 君
委員	新 里 米 吉 君
委員	新 垣 清 涼 君
委員	奥 平 一 夫 君
委員	前 島 明 男 君
委員	金 城 勉 君
委員	嘉 陽 宗 儀 君
委員	新 垣 安 弘 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

環 境 部 長	當 間 秀 史 君
環境政策課基地環境特別対策室長	松 田 了 君
環 境 保 全 課 長	仲宗根 一 哉 君
環 境 整 備 課 長	棚 原 憲 実 君
自然保護・緑化推進課長	謝名堂 聡 君
土 木 建 築 部 長	末 吉 幸 満 君

建 築 都 市 統 括 監	官 城	理 君
技 術 ・ 建 設 業 課 長	津嘉山	司 君
道 路 街 路 課 長	上 原 国	定 君
道 路 管 理 課 長	古 堅	孝 君
海 岸 防 災 課 長	赤 崎	勉 君
港 湾 課 長	我那覇 生	雄 君
港 湾 課 港 湾 開 発 監	外 間	修 君
空 港 課 長	多嘉良	斉 君
都 市 計 画 ・ モ ノ レール 課 長	宜 保	勝 君
下 水 道 課 長	下 地	栄 君
建 築 指 導 課 長	立 津	さとみ さん
住 宅 課 長	佐久川	尚 君
企 業 局 長	平 良	敏 昭 君

○新垣良俊委員長 ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

乙第3号議案、乙第4号議案、乙第7号議案、乙第10号議案及び乙第13号議案の5件、陳情平成24年第76号外73件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境部長、土木建築部長及び企業局長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、土木建築部長から、台風21号の被害状況について報告があった。)

○新垣良俊委員長 再会いたします。

まず初めに、乙第3号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 お手元の配付資料1、議案説明資料土木環境委員会により御説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、中城湾港（西原与那原地区）において、与那原マリーナを平成28年4月に供用開始することに伴い、その港湾施設の使用料の徴収根拠を定めるとともに、その管理を指定管理者に行わせる等の必要があるため、条例の一部改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○我那覇生雄港湾課長 お手元に配付しております資料2-1で、乙第3号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例の概要について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

条例改正の目的としましては、与那原マリーナの供用開始に向け、与那原マリーナの定義、港湾施設の使用の手続、使用料の徴収根拠について定めるとともに、与那原マリーナの管理を指定管理者に行わせることについての規定を整備するものであります。

条例改正の内容に入る前に、与那原マリーナの施設概要について御説明いたします。

13ページをごらんください。

沖縄観光の振興に資する沖縄本島東海岸の海洋性レジャーの拠点を整備するため、中城湾港（西原与那原地区）に与那原マリーナを整備しております。

整備内容としましては、ヨット、プレジャーボート等を保管する公共マリーナとなっております。

与那原マリーナの主な施設として、船の保管場所である海上係留の浮棧橋に66隻、陸上のボートヤードに226隻の合計292隻の保管施設と、駐車場229台、管理棟内にあります研修室、その他に船の上下架ウインチ、船具倉庫、シャワー施設、マリーナ附帯施設として給水・給電施設、給油施設、修理ヤードなどが挙げられ、施設面積は7.1ヘクタールとなっております。

14ページをお開きください。

これは、平成27年5月現在の空撮写真となります。この時点で施設設備はほぼ既成しており、今年度はビジター用棧橋と給油施設の整備を行って施設を完成させ、平成28年4月の供用開始を目指しております。

以上で、与那原マリーナの施設概要の説明を終わります。

続きまして、条例改正案の概要について御説明いたします。ページを戻りま

して、1ページをごらんください。

条例改正の主な内容としましては、大きく分けて3項目になります。

1、与那原マリーナの定義を定めること。2、与那原マリーナの港湾施設の使用の手続、使用料の徴収根拠を定めること。3、管理を指定管理者に行わせることについて定めることとしております。

次に、与那原マリーナの使用料金設定の考え方について説明いたします。

使用料金設定の考え方は、当該マリーナの整備に要した経費総額を踏まえ、1、近郊の民間マリーナの料金や、民業圧迫とならないよう配慮すること。2、同じ公共マリーナである宜野湾港マリーナの使用料金。3、おおむね25年で単年度黒字になる収支。以上を勘案した上で今回の使用料金を設定しております。

施行日は、新しい指定管理者が管理を開始する平成28年4月1日からとしており、指定管理に必要な準備行為を附則に定めております。

次に、条例の改正案の概要を新旧対照表で説明いたします。

2ページをごらんください。

表の右側が現行で、左側が改正案となります。

3ページをご確認ください。

先ほど、条例改正案の概要で説明しました与那原マリーナの定義については、第2条第5号に追加しております。

また、施設の使用手続に関しては第7条、管理を指定管理者に行わせることについては第16条、第17条及び4ページの第22条、第23条の関係条文に与那原マリーナを追加しております。

5ページから7ページにあります第24条は、使用許可等の読みかえ規定となっております。

8ページ以降は、別表第6として与那原マリーナの港湾施設の使用料金を定めた表となっております。

以上で、乙第3号議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 条例案をぱっと見てみると、既にある宜野湾マリーナについての条例があって、それに与那原のマリーナが近々供用開始するので、与那原を加えたという感じを受けるのですけれども、そのような理解でいいですか。

○我那覇生雄港湾課長 そのとおりでございます。

○新里米吉委員 利用希望者の調査などはもう行っていますか。

○我那覇生雄港湾課長 平成18年度に需要調査を行っております。これは与那原マリーナの利用区圏内一沖繩本島中南部にいらっしゃいますプレジャーボートの所有者3247名に対してアンケート調査を実施しまして、そのうち420名から回答をいただきました。そういうことで、確実な見込みがあるということで、今回の整備規模を設定して、きょうまで整備を進めてきたところです。

○新里米吉委員 そうすると、平成28年4月の供用開始のときに、スタートからある程度施設は埋まると皆さんは計画をしておられるわけですか。

○我那覇生雄港湾課長 供用開始初年度から施設がいっぱい埋まると考えると、収支も早目に改善するのですけれども、現実的には宜野湾マリーナでオープンするときから推移した経緯等がございます。そういった資料をもとにシミュレーションをつけておりまして、想定ではありますが初年度は海上・陸上を含めた全体の収容率34.2%、それから10年目に向けて66.4%まで推移するという想定を今持っております。

○新里米吉委員 先ほどの調査からいくと、初年度で七、八十%いくかと思っていたものですから、なぜ25年たたないと初年度の黒字にならないかと思って、今それを聞いてみたのです。希望者はいても、実際にそこを利用するということは、スタート時点ではそれほど多くはないというシミュレーションなのか。

○我那覇生雄港湾課長 シミュレーションを安全側にといいますか、そういう考えを持ちまして、過大な収容率は避けようということで、堅実な形での計画を持っております。

○新里米吉委員 かなり手がたく見積もって、行政としてはもっと期待できる

かもしれないけれども、その辺で抑えたほうがよかろうという考えでやっていると理解していいですか。

○我那覇生雄港湾課長 そのような考えでございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 このマリーナについて、東海岸・西海岸に整備すべきだと提案したこともあって、質疑をしたいのですけれども、総事業費が21億円で国庫が17億円と理解してよろしいですか。

○我那覇生雄港湾課長 ただいまの事業費は、先ほどの説明資料13ページの表にある数字だと思います。これは、実は平成24年度から平成27年度の間ソフト交付金での事業でございまして、与那原マリーナについては、それ以前に起債事業で整備した期間がございまして、それを含めると、平成27年度までに施設整備にかかった費用は、42億4690万円となっております。

○中川京貴委員 なぜその質疑をするかといいますと、やはり最初が肝心で、県としては後々、整備に伴って台風やいろいろ災害が起きたときに、後で追加工事が出るときには、恐らく県の単費になると思うのです。そういったことも想定した上での建設になるのかお聞きしたいです。

○我那覇生雄港湾課長 経費の中には、毎年大体100万円程度の維持修繕費というものは見込んでおります。今、委員が心配されている台風については、台風が来ても被害が出ないような外郭施設一防波堤であるとか、中ほどの波除堤でありますとか、浮き栈橋の前後左右には直立式の消波護岸も整備しておりますので、これによってある程度の波高は抑えられると考えてございます。もし、仮に大型台風が来て被災した場合は、公共土木施設災害復旧での対応も可能ですので、そのあたりで対応したいと思っております。

○中川京貴委員 先ほどの説明では、栈橋での係留は66隻、そしてヤードに226隻ということでしたけれども、陸上は226隻で満隻なのですか。それ以上はつけられないと理解してよろしいですか。

○我那覇生雄港湾課長 現在、結構余裕を持った施設配置をしてございまして、226隻の陸上ヤードがもし仮に満杯になった場合は、その後で何らかの検討が含まれるような残地も少し残っておりますので、それはまた利用可能かと思いません。

○中川京貴委員 少し、質疑と答弁が違いますけれども。私が言っていることは、このマリーナは台風時でも係留できるのですか。台風時は陸揚げしなければならぬのですか。

○我那覇生雄港湾課長 台風時については、やはり海上係留の分については、陸に揚げられて台風を避けることがあると思います。

説明が間違ったので、訂正させていただきます。

宜野湾マリーナにおける状況としましては、海上係留の大型艇等については、そのまま海上係留して、台風をやり過ごしている状況でございまして、与那原マリーナについても同様に、海上係留分については、そのまま台風をやり過ごすという考え方でございます。

○中川京貴委員 恐らく私が言ったとおりになるはずですから、土木建築部長、これは議事録に残してください。宜野湾マリーナも含めて、西海岸の漁港も台風時に係留する予定でありましたけれども、途中からは読谷漁港もかさ上げをしております。漁港の外にかさ上げをして、最近係留ができるようになりました。これまで、かさ上げするまでは全部陸揚げしなければならなかった。ここは東海岸ですので、西海岸よりも波は強いと思っています。後で追加した場合には単費になり、県の予算になりますということを申し上げたいのです。今で護岸工事も含めて国庫でやれば、マリーナ整備としての国庫補助が出ると思いますけれども、途中でそうではなくなった場合には、これは国庫で可能ですか。

○末吉幸満土木建築部長 今回、ひとまずマリーナの整備は終わりますけれども、当然、各離島の港湾もそうですけれども、港湾内の静穏度が悪いというところは再度整備が可能です。例えば仲田港とかいろいろやっておりますけれども、先ほど港湾課長が説明したように、ここで我々が台風や波浪に対して防波堤あるいは波除堤とかやっておりますけれども、もしここで係留している船が損傷を受けたりするということになれば、その後でまた何らかの港湾整備ということは、国庫の一括交付金の中で立ち上げということは可能だと思っております。

○中川京貴委員 今、土木建築部長が言っていることは、漁港なのです。漁港は国が整備するのは当然のことですので、マリーナも10割補助で整備できるのですか。一括交付金もずっとあるものではないのです。ですから、今、土木建築部長は一括交付金と言っていますけれども、一括交付金もあと10年もあるものではないのです。漁港は10割補助です。マリーナは10割補助でできますかと聞いているのです。

○末吉幸満土木建築部長 港湾施設の補助は10分の9です。このマリーナも10分の9でやっております。ソフト交付金は8割です。港湾の施設はほとんど10分の9でございます。例えば、一括交付金が切れた後は新たな制度ができると思いますけれども、それでも通常の国の補助事業の活用は十分可能だと思っております。

○中川京貴委員 このマリーナには、漁船はつけられますか。

○我那覇生雄港湾課長 漁船は対象としておりません。

○中川京貴委員 13ページを見ていただきたいのですが、平面図の中でプレジャーボート、ヨット等とあって、右側にその他とありますけれども、その他はどのような船を想定していますか。DYとは何ですか。

○我那覇生雄港湾課長 その他というものは、ディングーヨットであるとか水上バイクのことであります。DYとはディングーヨットの略称であります。ディングーヨットでございますが、一般的に1人用の、競技用の小型—よく高校生のインターハイなどでヨット競技がございますけれども、それに使うようなヨットでございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 使用料がありますけれども、使用料は年間単位の使用料ですか。

○我那覇生雄港湾課長 資料の9ページを開いていただきまして、浮き棧橋、

物揚げ場及び陸置場の表がございまして、例えば海上係留のところを見ていただきますと、これについては1日当たりの単価、少し表をおりまして1月当たりの料金、そして1年の場合も設定しておりまして、3段階の設定をしております。陸置場についても同様に3段階—1日、1月、1年で料金を設定しております。

○新垣安弘委員 ことし、本委員会視察で横浜ベイサイドマリーナを見に行きました。伊豆にもヨットハーバーがあったりして、その後にあそこはできたと思いますけれども、首都圏のヨットハーバーですから、あれだけの規模でうまくいっていると思うのです。それから考えると、宜野湾市にあるとはいえ、すごく小さいようなイメージがあるのです。ただ沖縄県の場合は、例えば那覇空港の国際線にしても、石垣市の新石垣空港にしても、つくった後で、以前計画したものが沖縄県の発展というか、観光客の入りなどが目覚ましいものだから、計画した時点とでき上がる時点とで違って、でき上がった途端にまた増設ということもいろいろ出てきているわけです。そういう意味で、横浜市の視察に行った直後にある県職員のOBの方から電話が入りまして、米国でいわゆるスーパーヨットというか、超富裕層が持っている大きな船のヨットハーバーを今まで何カ所かつくってきた人が、超富裕層から沖縄県がすごく注目されている。ですから、沖縄県の中に超富裕層の人たちが利用できるようなヨットハーバーをつくりたいという意向を持っている人がいるということで、県の担当にそういう話をしてみたいという話があったのですけれども、そういう要望か何かは受けていますか。

○我那覇生雄港湾課長 私ども港湾課にはそういうお話はまだ届いておりませんが、観光部局には届いているという話も聞いております。

○新垣安弘委員 なかなか先々のこともあるので、こういう計画は難しいと思いますけれども、例えば、これは以前の段階で採算性の見積もりもしながらやってくるし、規模も当然面積的なものもあるからむちゃなことはできないと思いますけれども、将来的に沖縄県の観光の発展に合わせた形でヨットを所有する人たちが必要とされる需要が出てくるといいますか、そこら辺の予想はどのようなものでしょうか。

○我那覇生雄港湾課長 与那原マリーナは、御承知のように、今後隣接してMICE施設が展開される予定で注目の場所でございます。資料14ページの航空

写真を見ていただくと、マリーナの北側には隣接してMICE施設、北側には現在供用開始しております西原与那原マリパークがございまして、今後非常ににぎわう町だと思っております。将来のマリーナの拡張部分も残しております、それがこの写真の、今回供用する浮き桟橋の反対側の一部海域があいてございます。与那原マリーナがいっぱいになる、あるいはそのほかのニーズ等があれば、今、委員のおっしゃった観光に対応した施設整備も可能であると考えております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 今回の質疑と関連しますけれども、将来的にといいいますか、我々土木環境委員会で視察にも行ってきましたが、私がイメージするマリーナは、船を係留する部分と背後地の利活用があると思います。横浜でも簡易宿泊施設というか、ホテルができていたり、あるいは船主が食事をしたりバーベキューで楽しんだりといった複合施設を兼ね備えてあるのです。今、見る限りではその辺は管理棟1棟だけになっていて、その辺の問題は検討をしなかったのか。あるいは平成18年に意向調査をやったというけれども、その辺のニーズ調査といった部分がなかったのかということはどう考えているのか。

○我那覇生雄港湾課長 マリーナに付随した、例えばショップであるとか、飲食であるとか、そういった要素も計画の段階にございまして、場所而言えば資料14ページの写真に戻りますけれども、写真中ほどに野球場が2面ある部分がありますが、その手前側に少し空きスペースがございまして。ここは将来、商業施設を展開できるスペースと考えております。

○具志堅透委員 そこもマリーナの施設内であって、将来活用できるということで、ニーズに合わせてそういった整備も行うという意向ですね。

もう一点、こちらは24時間利用は可能ですか。

○我那覇生雄港湾課長 オーナーに関しては24時間入出港が可能な入出港システムを整備することになっております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県流域下水道条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の2ページをごらんください。

乙第4号議案沖縄県流域下水道条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、下水道法の一部改正に伴い、沖縄県流域下水道条例の規定を整理するため、議会の議決を求めるものであります。

変更内容としましては、下水道法の改正において新設条項が追加されたことにより、沖縄県下水道条例で引用している条項に条ずれが生じたので、それを整理するものでございます。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○下地栄下水道課長 乙第4号議案沖縄県流域下水道条例の一部を改正する条例について、お手元に配付しております資料2-2により御説明申し上げます。

平成27年7月19日に下水道法の一部が改正されております。

まず、資料の4ページから6ページをごらんください。

下水道法改正の概要となっております。

下水道法の主な改正内容は、「地域の状況に応じた内水対策」、「持続的な下水道機能の確保」及び「再生可能エネルギーの活用」となっており、市町村が行う公共下水道に係るものが主な内容となっております。

次に、資料の7ページをごらんください。

流域下水道条例の新旧対照表となります。

沖縄県流域下水道条例は、下水道法を引用して策定されていますが、今回の下水道法の改正では、公共下水道に関する新設条項等の追加が主な内容となっており、沖縄県流域下水道条例との関連は、第25条の2及び第25条の10の条ずれのみとなっております。

資料の8ページ以降は、下水道法の新旧対照表となります。

12ページをごらんください。

下水道法改正前に流域下水道条例で引用していた第25条の2の前に新設条項が追加されたことにより、第25条の2から第25条の10へ条ずれが生じています。同様に第25条の10から第25条の18へ条ずれが生じています。本議案は、それらの条ずれを整理するものでございます。以上で、乙第4号議案の概要説明を終わります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び下水道課長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第7号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の3ページをごらんください。

乙第7号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年第7回沖縄県議会乙第11号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

国道449号新本部大橋橋梁整備工事（上部工A1からP2）の契約金額7億2792万円を6358万3920円増額し、7億9150万3920円に変更するものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○上原国定道路街路課長 お手元に配付しております資料2の3で、乙第7号議案国道449号新本部大橋橋梁整備工事（上部工A1からP2）の工事請負契約についての議決内容の一部変更についてについて説明をいたします。

1 ページ目をごらんください。

上段の図は、新本部大橋の計画概要図で側面から見た図です。下段左側には全体事業概要と、ことし9月末現在の進捗状況、下段右側には整備工程と、ことし9月時点の整備状況写真を表示しております。

今回、変更対象の工事場所を赤色で示しております。

現在、下部工は全て完成し、当該工事と上部工P3からA2が施工中となっております。

当該工事で行う箱桁架設はA1橋台からP2橋脚までの2径間であり、既に架設作業が完了し、現在、現場溶接及び現場塗装作業を行っており、その後、架設の際に使用されたベント設備の解体など、当該工事の完成に向けた整備を進めてまいります。

2 ページ目をごらんください

平成25年第7回定例会で議決いただきました、国道449号新本部大橋橋梁整備工事（上部工A1からP2）の工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するものであります。

上部工A1からP2の主な変更内容は、契約書第18条に基づく照査による現場溶接延長及び現場塗装面積の数量変更に伴い増額するものであります。

また、建設労働者の労務単価が増加したことについて、契約書第25条第6項に基づく請求が請負者からあり、その内容を確認したところ適切と認められることから、同条第7項に基づき労務費用を増額するものであります。

今回の設計変更による上部工A1からP2の増額は、6358万3920円となっております。

以上で、乙第7号議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び道路街路課長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 内容は大体わかっていますけれども、工程に関しては平成29年度完成予定になっておりますが、工程どおり行っていますか。

○上原国定道路街路課長 それぞれの工事は、台風等ありまして若干おくれぎみではございますが、上部工は、あとは中央経間の部分がことし11月議会で契約の提案をする予定になっております。平成28年度までに上部工を全て完成させまして、平成29年度に完成という見込みでございます。

○具志堅透委員 それと、現在かかっている橋の劣化といいますか、新しいものがかかってくると非常に目立ってきているような感じがして、その辺のところはどうなのか。新しい橋がかかった後に、ここもお色直しがあるのかどうかという部分です。

○上原国定道路街路課長 この事業は新本部大橋の橋梁整備とあわせて、現在の本部大橋の補修工事も含めておりまして、平成28年度に新本部大橋完成後、交通を切りかえまして平成29年度に現在の本部大橋の補修工事を行うと。その上で平成29年度末に完成、供用という予定でございます。

○具志堅透委員 それと、橋のたもとから本部警察署のところの整備一道路拡張といいますか、そこが残っていると思いますけれども、その工程的なものはどのような感じですか。いつごろ発注して、いつごろ終わるのか。

○上原国定道路街路課長 現在、用地買収も進めております。若干設計についても疑義等がございまして、地元と協議しておりますが、おおむね設計方針が固まりまして、今後拡幅工事に着手する予定でございます。平成29年度完成を目標に実施していきたいと考えております。

○具志堅透委員 その固まった設計方針について、内容は言えますか。中央分離帯だとか、その辺の話だと思いますけれども。

○上原国定道路街路課長 地元から中央分離帯を設置しないでほしいという要望がございまして、本部警察署と北部土木事務所等と協議しておりました。県としましては、中央分離帯を設けなくても交通安全が確保できる、ゼブラゾーンを設置するという形での設計を提示しまして、合意を得ているところでございます。

○具志堅透委員 ゼブラゾーンというものは何ですか。

○末吉幸満土木建築部長 中央分離帯はマウンドアップをしますけれども、そのマウンドアップをせず、区画線を斜めに引いて、ここは中央分離帯ですよという意思表示はします。そのような格好で整備させていただきたいということで、今、県警察と相談しているところでございます。

○具志堅透委員 今の中央分離帯云々に関しては、地元の要望を受けていただいて感謝申し上げます。他方、交通事故だとかそういった部分の中での心配も若干懸念されるのです。今の説明ではその辺も解消できるだろうということでもありますけれども、その中で速度規制をぜひやっていただきたい。今は途中までが時速60キロメートル規制で、そこから橋のたもとまでの部分は人口密集地あるいは商業地域で、道を渡って病院があったり住宅街があったりと非常に危険で、現在でも交通量が激しくて横断がかなり難しくなっている状況にあるので、その速度規制をぜひ取り入れていただきたい。これは地元でもかなり話題になって要請もあるだろうと思っておりますが、私としては30キロメートルあるいは40キロメートルでも速いと思っておりますけれども、その辺の検討はどうですか。

○上原国定道路街路課長 当然、中央分離帯がないわけですから、その辺の懸念があると思しますので、交通安全が確保できるように速度を落とすような規制は考えていきたいと思っております。

○具志堅透委員 ぜひよろしく申し上げます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 二、三お聞きしたいのですけれども、議案提出資料の中に、労務費用の増額に伴いというのがありますが、具体的にはどのような実態になっていきますか。

○上原国定道路街路課長 請負契約書の第25条に基づくものでございまして、俗に言うインフレスライド条項でございまして、労務費用が上がっております。それをもとに積算をしたということでございます。平成25年4月時点で、例えば橋梁特殊工単価は2万2200円でしたが、インフレスライドの協議をしました平成27年4月時点で、橋梁特殊工単価は2万5900円になっ

ております。そういった形で約16%の増加ということで、それぞれの労務単価が上がっておりますので、それをもとに積算した結果、増額があるということでございます。

○嘉陽宗儀委員 労務費が上がっていることは理解しますけれども、これは今、労務者の確保がかなり困難であるという状況がよく新聞に載っていますけれども、これが現場に影響したのですか。

○上原国定道路街路課長 この現場では労務者の確保が難しいという事態は発生しておりませんが、日本全体で労働者の確保が難しいといった要因がありまして、それぞれの労務費用が上がっている要因になっているのではないかと思われます。

○嘉陽宗儀委員 労務費の決定についての仕組みがいろいろありますから、高い低いという立場は言いませんけれども、少なくとも、建設工事を頼んだけれども労務者が確保できずに工期がおくれるといったいろいろな事態があるのではないかと思うので、その辺を今、気にしております。別に労務者が確保できずに上げざるを得なかったということではないのですね。全国的な流れで上げているだけですね。

○上原国定道路街路課長 そのとおりでございます。

○嘉陽宗儀委員 次に、議案の概要の中で、前の議決の内容の一部に変更が生じたためということが書かれています。これはどのようなことですか。

○上原国定道路街路課長 設計計上しておりました、現場溶接と現場塗装の数量に計上の違いがございまして、その部分の増額でございます。

○嘉陽宗儀委員 上部工や下部工になってくると、かなり専門的な知識が必要ですね。そうすると、伊良部大橋のときもしょっちゅう工事契約の変更があって、それで何十回も変えたけれども、こういう問題については設計士がいろいろな仕様も含めて、何度も改正するのではなく、見通しをもって設計をし、工事の概要もきちんと決めておくということにしないといけないと思いますけれども、これはもうこれで終わりというわけではないでしょう。あと何回か出てくるのでしょうか。

○上原国定道路街路課長 この工事はこれで完成でございます。

○嘉陽宗儀委員 なかなか賢い説明でした。私が言いたいことは、これはやはり県民の血税ですから、道路工事がいろいろ変更があつていいというわけではありませんけれども、やはり皆さんが頑張つて、誰が見ても合理的によく頑張つてやっていると思われるようにしなければ、私みたいに、みんながわからないような設計変更をしてまた工事代金を取るぞという疑いを持たれるようなことになるはずだと思うのです。ただ、ある工事現場の話を少しだけ紹介しますと、工事をやってもらおうということで設計士に頼んで、設計士の積算価格が出てきて、それに基づいて五、六カ所に入札の積算見積もりをさせてみたら、設計士が算出した概算よりも2倍以上高いものだから、それはまずいぞということで、私も一応見ることが出来るものですから、これは材料単価の設定の仕方が悪いのではないか、これはどこのものなのか、いろいろうさく聞きました。それぞれの専門業者がいますので、例えばタイルならタイル工業者に頼んでしまう。一括的に1つの業者に頼むのではなく、全部やったら価格が半分に終わったのです。安くなった分だけ人件費に影響したらまずいので、これ以上言いませんけれども、ただ、やはり血税を任されている皆さんですので、最少の経費で最高の効果を上げるという立場に立たなければ、また出てくるぞと疑いを持たれないように、今後はやってください。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 確認させていただきたいのですけれども、先ほど本部大橋の件で、中央分離帯をなくしてゼブラゾーンでやるということですが、もともとの設計上での中央分離帯の幅はどのぐらいあったのか。ゼブラゾーンは平面で、ペイントでゼブラにするだけなのか、あるいは凹凸をつけて1センチメートルでも上げると通ったときにタイヤの音がしますよね。そうすると、中央分離帯にはみ出しているのだとわかりますので、そういう方式をとっているのか、ただ平面のペイントだけなのか、どういうことになっているのですか。

○末吉幸満土木建築部長 中央分離帯をなくしたということではなく、中央分離帯そのものは残すのです。中央分離帯はゼブラで示すということです。今、委員がおっしゃったのは、チャッターバーというものがありますけれども、こ

のチャッターバーで中央分離帯を示すやり方もありますが、このチャッターバーにバイクがひっかかるという話があるそうです。どちらがいいかということは、やはり県警察と地元の方と相談しながら、中央分離帯をなくすことによって車の追突事故あるいは正面衝突が一番懸念されますけれども、地元の方は道路をあけることによってどこからでも入れるという話がある一方で、どこからでも入れることによって事故を誘発しかねないという話もございまして、その線引きが非常に難しいところでございます。それで、我々は交互通行の中央分離帯ですよという意思表示はさせていただきたいと。その意思表示をマウンドアップにするのではなく、ゼブラゾーンでそこに入ると危ないですよということを示すのが、チャッターバーという凹凸のあるものがありますが、それを入れるべきかどうかはまだ議論しているところであります。

○上原国定道路街路課長 中央分離帯はマウンドアップをする場合、標準的には約1メートル分をとりますけれども、ゼブラゾーンで済ませる場合には、道路の幅員にもよりますけれども、2メートル前後の幅に広げまして、なるべく安全を確保するようにしたいと考えております。チャッターバーをつけるかどうかということは、場所によって検討していきたいと考えております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 国道になっていますよね。ちなみに、伊良部架橋は県道ですか。それから、橋梁部分が330メートルで幅員が26メートル。ここで一番気になることが、設計速度が毎時60キロメートル。これはいわゆる毎時60キロメートル制限で走れるということですか。

○上原国定道路街路課長 規制速度が毎時60キロメートルでも大丈夫であるという設計でございます。

○奥平一夫委員 具志堅委員が、先ほど毎時70キロメートルで飛ばす人もいるという心配をしておりました。確かにこれだけの制限速度ですと非常に怖いと思います。ちなみに、伊良部架橋は制限速度何キロメートルですか。

○上原国定道路街路課長 制限速度は毎時40キロメートルであると思います。

○奥平一夫委員 国道については毎時60キロメートルという規定みたいなものがあるのですか。なぜ、これほど猛スピードで走らなければならないのかと心配しているのです。

○上原国定道路街路課長 国道は広域的な幹線道路という位置づけの路線になってございまして、長距離を走行する路線になりますので、設計速度をおおむね毎時60キロメートル。かつ、こちらは4車線でございますので、しっかりと安全を確保しながら速度を上げていくという構造になってございます。

○奥平一夫委員 ちなみに、ここは歩道といたしますか、人が歩ける可能性はありますか。

○上原国定道路街路課長 歩道も、路肩もございます。

○奥平一夫委員 伊良部大橋にはないのです。理由を説明してください。

○上原国定道路街路課長 開通のときから、委員からそのようなお話をいただいていますけれども、やはり4.3キロメートルという非常に長い橋梁を整備させていただきまして、コストも395億円かかっているということで、コスト縮減を図るためにやむを得ず歩道を設置しなかったと。そのかわり、路肩を1.25メートル両サイドにつけまして、塗装もやりつつ安全を確保しながら走行していただいているところでございます。

○奥平一夫委員 わたしの質疑の狙いはこういうことでした。終わりますけれども、伊良部架橋の路肩は両方に要らないのです。ですから、これからまた皆さんに片方でいいので、歩道の設置をお願いして、終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の4ページをごらんください。

乙第10議号案財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、与那国空港に配備する空港用化学消防車を取得するため、議会の議決を求めるものであります。

取得予定価格は、1億260万円。契約の相手方は、帝國繊維株式会社であります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○多嘉良斉空港課長 乙第10号議案財産の取得について御説明申し上げます。

説明資料2-4をごらんください。

与那国空港においては、航空機火災その他の事故に対処するため、空港用化学消防車を2台配備しておりますが、うち1台について、配備から相当の年数を経過していることから、緊急時において化学消防車本来の機能が果たせなくなることを回避するため、更新するものであります。

本議案を提出する理由につきましては、化学消防車の財産取得予定価格が1億260万円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

以上で、乙第10号議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び空港課長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の5ページをごらんください。

乙第13議案訴えの提起について御説明申し上げます。

本議案は、訴えの提起について議会の議決を求めるものであります。

県営住宅家賃を長期間にわたって滞納し、督促しても納入に応じない滞納者に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いを求めるもので、今回の対象者は72件、72人であります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○佐久川尚住宅課長 乙第13号議案訴えの提起について御説明申し上げます。

原告となる沖縄県が、被告となる滞納者らに請求することは、1、被告らに対し被告らの入居している県営住宅の明け渡し。2、被告らに対し未納家賃、及び契約解除日の翌日から明け渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の損害賠償の支払い。3、訴訟費用は被告らの負担とすること。以上についての判決及び仮執行の宣言を求めるものであります。訴訟遂行の方針といたしましては、必要があれば、上訴または和解するものいたします。

次に、お配りした説明資料2-5、乙第13号議案訴えの提起についてをページ順に簡単に説明いたします。

1ページは、訴えの提起の概要についてです。

今回の議案における訴えの提起対象者は72件、72名であります。うち、6件6名については、名義人が死亡した後もその住居を名義人の親族等関係者が不法占有し、かつ滞納となっているものであり、それぞれ占有者を訴える必要があるためです。

今回の72件の滞納総額は、1166万4700円であります。

2ページは、提訴に至るまでの県及び指定管理者の対応についてです。

それぞれ滞納月別に短期、中期、長期滞納者の対応について示しております。

法的措置の実施については、支払いの意思が見られず、長期滞納の解消が見込めないものに対して行っております。

4ページは、生活に困窮している入居者への配慮についてです。

本年度9月から、指定管理者において社会福祉士を2名配置し、専門相談窓口を設置しました。

今後、生活に困窮している入居者に対し、生活保護等の福祉制度への案内等、適切な助言、指導等を行ってまいります。

また、失業等により家賃支払に困窮した入居者に対しては、家賃の減免、ま

たは収入再認定を行っており、その実施状況は、表に示すとおりです。

なお、家賃の減免制度については、減額率の拡大に向け、要綱の改正を行っているところであります。

5 ページは、法的措置の実施状況と結果についてです。

平成22年度から平成26年度までの議決対象者に対する法的措置の実施状況を示しており、提訴後の状況は2（4）のとおりとなっております。明け渡しを命ずる判決が言い渡された者について、県としては、家庭状況に可能な限りの配慮を行い、必要に応じて福祉事務所と連携しながら、任意での明け渡しを求めています。その上で、判決から相当の期間を経過しても任意に明け渡しを行わない場合には、裁判所に強制執行の申し立てを行っております。

以上で、乙第13号議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び住宅課長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 この問題でいつも心を痛めているのですけれども、今回の資料4ページの生活に困窮している入居者への配慮についてという部分で、減免申請状況というのがありますね。これは減額免除と使うようにずっと主張しているのですけれども、減免と減額免除は一緒ですか。

○佐久川尚住宅課長 ここの表にございますのは、件数としましては減額の件数ということになってございます。

○嘉陽宗儀委員 公営住宅法でもやはり免除制度がちゃんとうたわれているぞと、皆さんにも提供しましたが、この免除制度についてはまだ実施していないのですか。

○佐久川尚住宅課長 平成25年6月に要綱の改正を行いまして、免除規定を盛り込んでございます。

○嘉陽宗儀委員 今回の御時世ですから、所得も大変だと。生活困窮者の深刻さもかなり広がっていますから、少なくとも住む家だけは何とか確保したい。議員としても、寒い思いをしないで生活してもらいたいという思いは全員の共通です。ですから、そういう意味では減額はわかったけれども、では本当に払うにも払えない人たちに対して制度を活用するだけではなく、免除制度そのものをしっかりとつくって、免除できるようなものを拡大してほしいというのが私たちの要望ですけれども、いかがですか。

○佐久川尚住宅課長 先ほどの答弁でもお話しいたしましたけれども、免除制度につきましては平成25年6月に設けてございまして、今、実際に調整をしている事項がございます。それが、内容によって件数として上がってくるかということ調整の内容によるかと思っておりますけれども、今回幾らかでも入居者の家賃の負担を軽減しようということで、減額率の拡充を図ってございます。現在、最大の減額率が50%ということですが、これを今回75%まで引き上げるということで要項の改正を今、しているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 免除率の拡大は。

○佐久川尚住宅課長 免除につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、平成25年6月に、生活保護で、住宅扶助受給者の中で長期入院されて住宅扶助を打ち切られた場合に、免除ができるという規定を既に設けてございますので、それを運用していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 これについては、これ以上言いませんけれども、やはり免除の問題については生活困窮者の実態に応じて拡大できるような努力はしてください。土木建築部長教えてください。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど来、何度か答弁させていただいておりますけれども、減免の対象は明記されております。一部改正におきまして、非婚世帯が寡婦控除を受けたときと同様になるような家賃の減額及び家賃の免除規定もあわせてやっております。ただ、先ほど住宅課長が言いましたように、我々はそういったものもやっていますよと言っておりますけれども、そういった方々からなかなか相談が来ないという状況がございます。我々は、そういった免除規定、減免もありますということは、当然皆さんにお知らせしないといけませんし、先ほど申しましたように社会福祉士も配置しまして、そういう方の相談を

受ける窓口を設置したところでございます。

○嘉陽宗儀委員 なぜそういう聞き方をしたかというのと、生活保護法の問題でも住宅補助があるけれども、家賃が高いために、地域によって違うけれども3万8000円ぐらいを下回らないと生活保護が受給できませんよと。福祉窓口で相談したら、結果は家賃分が高いからあと3000円安い家賃を探してくださいと。結果、公営住宅ならいいだろうと沖縄県住宅供給公社などに行かせて、生活保護を受けないと生活できないので、何とか住宅免除制度であと3000円安くして、何とかできないかと相談させたのです。ところが、できませんと言って、非常に冷たい対応で。私がこだわっていることは、ほかの福祉制度との関係で、福祉のほうでも住宅補助費があるので、ここで何とかすればいいのに、それもやらない。安い家賃ということで公営住宅に行かせたら、そこでもやらないとか。結局は生活困窮者が浮かばれないということがありますから、これについては事態に応じて、今後対処する場合に、家賃を払わない者は裁判にかけて引っ張り出せばいいみたいにならないように、最大限よく努力していると言われるようにちゃんとやってください。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 2ページの3では、長期滞納者に対して県が直接面談や調査を行いとなっていますけれども、この長期滞納者に対する県による面談は全て実現していますか。面談できていない人はどのぐらいいますか。

○佐久川尚住宅課長 面談の対象となる人数が今回の場合は204人ですがけれども、その中で面談ができていないのが72人となっております。

○新里米吉委員 ここがやはり気になるところで、文章にあらわれてこないのです。面談調査を行い、事情聴取、聞き取り云々と書いてあるけれども、むしろ6カ月以上滞納者の多数は面談ができていない。面談できていないということは何が問題かと言うと、皆さんがここまですべて書いてきていることが面談しなければアドバイスもできない。アドバイスされていないのです。要するに、204名のうち132名が聞き取り調査もできていないし、分割の方法がありますとか、状況によっては生活保護のお勧めをするとか、そういう対象者がいるかもしれないけれども、132名がそういう話も聞いていない。本人たちが聞き

たがらないということもあるだろうけれども、そこが問題なので少し聞いているのです。前にも聞いたことあるけれども、そこが全然改善できていませんね。

○佐久川尚住宅課長 今、お話がございましたように、やはり面談ができていないと。必要なときにそういった福祉サービスの提供あるいは案内ができていないのではないかと、あるいはそういう対象者自体も把握できていないのではないかとということで、これまでの委員会でも御指摘を受けてございます。そういうことを踏まえて、今回、社会福祉士という福祉サービス専門の職員を沖縄県住宅供給公社に2名配置してございます。そういう専門員を通じて、滞納初期の段階から相談や指導ができるような体制を今回つくってございます。これは9月からの配置になっておりますけれども、委員がおっしゃられるようなことに対して対応できるような形で取り組んでいきたいと考えております。

○新里米吉委員 それで気になるのは、5ページの提訴された70件。この70件は提訴された後、そういう面談をして内容によっては減免措置の話とか、その対象になるとか、あるいは法律相談を皆さんのほうからお勧めしたりとか、提訴された70件の人たちの中にそういった話し合いができていますか。この70件の中にも、長期滞納ということで面談しようにもできなかった人たちがいるのでしょう。私はひょっとしたら半数以上は面談できなかった人たちだろうと見ているけれども、そこら辺はどうですか。

○佐久川尚住宅課長 この70件につきましては、全てが生活困窮者というわけではございませんで、こちらの呼び出しに対しても応じてくれないですとか、面談をしようとしても会ってくれないという方も多数いらっしゃいますので、一義的に生活困窮者であることとは、少し違うかと思っております。

○新里米吉委員 私は、70名は生活困窮者とは言っていません。先走らないほうがいいです。悪質な人もいると見ているのです。そうでない人もいないかということで、親切に先ほどから話しているのに、自分たちで先走ってそういう発言をするから皆さんはまずいのです。行政として素直に、気をつけて発言していかないと誤解を受けますよ。問題は、そういう話ができいないとなると困るし、しかも提訴されているわけだから、提訴した後も話し合いをしていかなければならないでしょう。提訴しても和解ができれば和解もすると書いてあるから、やはり会えているのか会えていないのかということは非常に気になるころなのです。提訴まで来て、提訴されてそれでも会わない、ある

いは会えないということがあるとなると、非常に気になる部分なのでそこら辺がどうなのかと。とりわけ、今言った提訴された後会えていない、会っていないとなるとまずいよということを言いたいのです。どうですか。

○佐久川尚住宅課長 提訴後につきましても、今回、社会福祉士という専門の職員を配置してございますので、提訴後もできるだけ福祉サービスが提供できるかどうかも含めて面談をして、サポートしていきたいと考えております。

○新里米吉委員 社会福祉士などを配置してあると言っても、その人たちが70名の人たちと面談できたのかどうなのかということも、指定管理者の中にそういう人を置いているから大丈夫だと思ったらおかしいわけでしょう。そうでない可能性もあります。それ自体は面談できたのかどうかという状況は、今度は行政が把握していなければならないと思っているので、それをぜひやってほしい。要望して終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 今回の訴えの提起ですけれども、先ほど来出ている生活に困窮にしている人たちというものは、セーフティーネットを使ってしっかりとフォローをしていただきたい。他方、これは家賃の滞納者であるのです。9月は決算の月でありますし、その決算審査の中でやるといつも自主財源の確保という点では、徴収率を高めろという指摘が毎年ある。そういったことを高めるための一つの手段として今やっているだろうと。その中で、皆さんの資料の中で法的措置の実施状況と結果については見えますけれども、訴えを起こすことによって書いてあるのが、1回が2回にふえて、提訴の前に家賃を支払う者が多くなっているを書いてはありますけれども、具体的な数字で実際の徴収率がどうなっているのか、滞納者の数が減っているのか、その辺のところを説明をしていただきたいと思います。

○佐久川尚住宅課長 今、手元に細かい資料がございませんけれども、議会で議決として提訴する件数がございます。過去5年間ですが、平成22年度に議決を求める件数として220件ございました。これが現在ですと170件から180件ぐらいということで、件数的には多少下がってきているのではないかと考えております。

○具志堅透委員 訴えの提起を提案する意味は何ですか。徴収率を上げるということですよ。どういう意味でこれをやるのですか。自主財源の確保、徴収率を上げる、逃げ得は許さない、払っている人が損をしないようにする。当然、生活困窮者は別ですよ。そういった資料を持って説明すべきだと私は思うのです。これによって今回これだけ出ました、こうですよということを説明すべきだと思っただけなんですけれども、これはほかの使用料、手数料等も含めてではありますけれども、たまたま土木環境委員会では家賃滞納の件が出てきているのでそれを聞きます。例えば、全体の徴収率がこれまで70%でしたが、それをやることによって徴収率が80%、85%に上がりましたとかいうわかりやすいものはないのですか。結果の部分の説明があってもいいと思います。なぜ資料を持っていないのですか。

○佐久川尚住宅課長 徴収率につきましては、平成23年度からのデータですけれども、当該年度の徴収率は大体97.7%となっております。年度によってばらつきはありますけれども、それ以前は97%前半でございましたので、率としては多少向上しているかと考えております。

○具志堅透委員 そういった徴収率を上げるための方策だと私は思っています。ただ、誰でも訴えるということは嫌なことですので、皆さんは大変苦勞しているだろうという思いもあります。しっかりと面談をして、発生させないような細かい作業をして、やむを得ない場合の措置だと思っただけですので、今後とも滞納者が出ないように頑張ってくださいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 これは毎回私は聞いておりますけれども、9ページに、6件6名は名義人が死亡し、その後も名義人の親族等関係者が不法占有しているとありますけれども、これを見るととても悪いことをしているような書き方をされていますが、これをもう少し説明できませんか。例えば名義人が亡くなって、子供たちがそこにいるのか。そして皆さんがこういった形でこの方々に対応したのか。もう少し詳しく説明できませんか。

○佐久川尚住宅課長 6件につきましては、名義人が死亡されて、残されたの

はそのお子さんということになっております。6名中5名がお子さんで、1人はその名義人の弟ということになっております。対応ですけれども、その子供さんですと入居の承継という手続に該当しませんので、そのまま不法占有されているという状態になっております。その後、家賃の滞納もされているということで、今回の提起対象者ということになっております。

○中川京貴委員 今、2種類の説明がありまして、お子さんということは小学生とかその下なのか、それとも高校生なのか。それとあともう一つは、弟が占有していると言いますけれども、たしか法律で引き継ぎはできないということもありましたが、たしか土木環境委員会の中で附帯決議をつけた記憶がありますけれども、その件についても答弁をお願いします。

○佐久川尚住宅課長 まず、5名のお子さんですけれども、全て20歳以上の成人でございます。また、弟の方も20歳以上の成人でございます。それと、最後にありました2月議会でいただきました附帯決議の件ですけれども、内容としましては、入居の承継について見直しをすることと附帯決議でいただいております。これにつきましては、国で平成17年に同居承認及び入居承認運用指針が改正されまして、入居の手続について厳格化されております。その中では名義人の配偶者及び高齢者、障害者等居住の安定を要するような方については、承継をしていいとなっております。これは多分、全国同じような運用をされているかと思えますけれども、県としてはそれを継続して運用していきたいと考えております。

○中川京貴委員 ただいまの課長の説明では、例えば契約者である旦那さんが亡くなって奥さんが住めるということなのですが、やはりそこで20歳を過ぎると子供が住めないということがおかしいということなのです。では、子供は配偶者には入らないと理解してよろしいですか。

○佐久川尚住宅課長 この指針に基づきますと、先ほど言いましたように、配偶者及び高齢者、障害者等の居住の安定を図るような入居者となっております。

○中川京貴委員 あえて確認しますけれども、県はこれまで一度も該当させたことがないと理解してよろしいですか。

○佐久川尚住宅課長 この指針につきましては、先ほどお話ししましたように、

平成17年度に改正されております。それ以前の指針といいますのは、同居者の親族まではできたとなっておりますので、平成17年度以前の指針で仮に入居の承継をされている方々がいらっしゃれば、親族ですから6親等以内だと考えておりますけれども、それ以内の方については承継されたかと理解しております。

○中川京貴委員 では、平成17年からこれまでには一度もないと理解してよろしいですか。

○佐久川尚住宅課長 この指針に基づきまして承認、承継事務をやっていると理解しております。

○中川京貴委員 今、住宅課長の説明の中では配偶者一夫婦は該当しますという事ですよね。籍に入っていない内縁の妻も該当するのではありませんか。

○佐久川尚住宅課長 内縁の妻の場合ですと、1年以上の同居の期間があれば承継の承認ができると考えております。

○中川京貴委員 それも確認の上で私は質疑をしているのですけれども、内縁の妻であっても1年以上同居をしていけば県は認めているのです。ですから、我々は土木環境委員会の中で、成人して生活能力があれば引き継ぎをさせるべきではないのかという附帯決議をつけたのに、それは検討していないのですか。

○末吉幸満土木建築部長 継承の規定というものは、先ほど住宅課長が説明したとおりでございまして、その指針を守らなければならないのが今の私の立場でございまして。ただ、国土交通省の指針を全都道府県がそのようにやっているのかは調べてございません。当然そうやっているのだろうという前提で我々はやっていますので、今、中川委員御指摘のとおり、これでいいのかということがありますので、国土交通省の住宅関係のところ、この継承には例外規定がないのかとか、これは決定なのか、例外規定があるのかはいま一度確認してみたいと思います。

○中川京貴委員 国土交通省に聞いたら、ノーと言いますよ。全国的に運用でやりなさいということなのです。全国的に運用でされている県があるか調べて、これを沖縄県がやってほしいのです。

○佐久川尚住宅課長 先ほど委員がおっしゃられました内縁の妻の場合ですと、先ほどは1年以上ということで、これは公営住宅法の規則にありまして、それは1年以上同居していれば認めていいということになっておりますので、これは内規ということではございません。そういう法令に基づいて処理をしております。

それと、特別な事情がある場合は認めるという内容もございまして、そのような取り扱いについては全国的な調査をして、どのような扱いをしているのかということは今後研究していきたいと考えております。

○中川京貴委員 必ず何かの決め事には、その他があります。それを運用でやっている県はたくさんあります。防音工事も法律でできないので運用でやっているのです。運用でできるものは運用でやって、救済措置はないのですか。これは土木環境委員会の全会一致での附帯決議です。それをやっていただきたいということなのです。

○末吉幸満土木建築部長 今、委員から厳しい御指摘がありました。私どもも改めて勉強させてください。全国的なケース、どのような格好でそういう救済措置をやっているのかということは、勉強していきたいと思っております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時20分

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成24年第94号外51件の審査を行います。

なお、陳情第74号の2につきましては、企業局と共管することから、企業局関係の陳情審査において質疑することとしております。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 土木建築部所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

お手元に配付してあります資料3、請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

土木建築部所管の陳情は、継続が49件、新規が3件、合計52件となっております。

まず、継続審議につきまして、処理概要の追加修正が3件ありましたので、変更のあったところを御説明いたします。

変更部分には、下線を引いております。

1ページをごらんください。

陳情平成24年第94号伊平屋空港に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

中ほどの3段落目については、後段の「埋立回避の意見が出されたことから、現在、陸域内で空港を設置するため、滑走路長の縮小など基本設計の見直しと環境影響評価の補正を行っているところであります。」から「埋立回避の意見が出されたことから、滑走路長を800mとして基本設計を見直し、現在、環境影響評価書の補正を行っているところであります。」に変更しております。

また、4段落目については、「早期に事業着手できるよう取り組んでいきたいと考えております。」から「早期に事業着手できるよう取り組んでいるところあります。」に変更しております。

28ページをごらんください。

陳情平成25年第72号南大東港（西地区・亀池地区・北地区）及び県道182号線の整備に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の3、「平成27年度に整備を完了する予定であります。」から「平成27年7月末に整備を完了しております。」に変更しております。

64ページをごらんください。

陳情第75号北谷町地区計画の区域内における畜舎の解釈及びペットサービスの扱いに関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の2、3につきまして、前段の「地区計画の区域内において、ペットホテ

ルなどを用途制限の対象とするか否かについては、地区計画の趣旨・目的を踏まえ北谷町が主体的に判断するべきものであります。」から「当該地区の用途地域は商業地域であり、畜舎の建築は可能な地区となっておりますが、北谷町は当地区を観光・リゾートレクリエーション地区と位置づけ、リゾート地としての環境を保全、形成促進するため、地区計画を策定し建築物の用途制限を行っております。」に変更しております。

また、末尾に「県としては、市町村に対し地区計画においてペッテホテルなどを建築物の用途制限の対象とするか否かを明確にする旨、周知していきたいと考えております。」を追記しております。

次に、新規に付託された陳情3件について御説明申し上げます。

65ページをごらんください。

陳情第79号の4美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情の処理概要について御説明いたします。

66ページをごらんください。

当該陳情については、これまでに同様の陳情が付託されておりますが、改めて処理概要を明記しております。

記の1、宮古圏域における県営広域公園の整備については、沖縄21世紀ビジョン基本計画及び宮古都市計画区域マスタープラン等にも位置づけられており、県としてはその必要性は十分認識しております。そのため、平成25年度に宮古広域公園（仮称）計画検討委員会を設置しました。

平成26年度には、基本構想において公園テーマを「海と海辺を活かした公園」、建設地を「前浜地区」に決定し、基本計画の策定に着手しました。

防災機能については、既存施設との連携や宮古島市との役割分担等を勘案しながら、引き続き検討を行いたいと考えております。今後も宮古島市と連携して、宮古圏域広域公園の早期の整備実現に向けて取り組んでいく考えであります。

記の2、下地島空港については、周辺用地も含めた利活用に取り組むため、平成26年度に、事業者からの提案を国内外から募り、4つの利活用候補事業を選定し、「下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針」を策定しました。

現在、この基本方針に基づき、事業実施環境の整備に取り組んでいるところであり、今年12月を目途に、利活用候補事業の提案者を正式に事業者として決定する予定であります。

記の3、県道石垣空港線の石垣市盛山から真栄里までの区間8.8キロメートルについては、平成21年度から事業に着手し、平成31年度の全線供用を目指して、整備を推進しております。

記の4、港湾入り口付近の岩礁については、現在、白浜港を利用する船舶の入港に支障はありませんが、今後、船舶の大型化の可能性調査や、船主へのヒアリングを行い、岩礁除去の対策の必要性について検討していきたいと考えております。

記の6、県管理空港の管理運営については、施設の改修は沖縄県が行っており、日常の施設の維持管理については、県条例に基づき地元自治体が行っております。

与那国空港では、平成27年度から場周柵更新に取り組んでいます。なお、旅客ターミナルの整備については、今年度実施する県管理空港のターミナル耐震調査の結果を踏まえ、安全性・緊急性等の面から優先順位を決めて対応することとしております。

67ページをごらんください。

陳情第80号公共工事の入札不調・不落を防ぐ措置を求める陳情の処理概要について御説明いたします。

県では、公共工事の入札不調・不落の対策として、次のことを実施しております。

諸経費について、土木工事では平成27年7月の積算基準改定において、現場管理費や一般管理費の引き上げを行っております。

また、建築工事においても、現在、国が積算基準の改定に向けて、一般管理費の調査を実施しており、その結果を踏まえ適切に対応してまいります。

賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更については、工事請負契約書第25条第6項、いわゆるインフレスライド条項により協議を行い、対応しているところであります。

離島等において、市場単価と実勢価格との間に乖離が見られる工種については、見積もり等を参考に適切な価格設定に努めております。

離島等の建築工事では、交通費、宿泊費等について、実情を踏まえ、協議の上、精算変更を行っているところであり、土木工事においても建築工事と同様な対応が可能か検討を行っているところであります。

68ページをお開きください。

陳情第97号那覇市農連市場整備事業に関する陳情の処理概要について御説明いたします。

那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律―密集法に基づき設立されたものであり、法人格を有しております。

役員の数減らす組合定款の変更は、臨時総会で過半数の賛成により議決さ

れております。

特定業務代行者とは、組合との委託契約に基づき、組合事務や工事監理等の専門的な業務を代行する事業者のことであります。

農連市場地区防災街区整備事業は、社会資本整備総合交付金事業の交付対象事業で、密集法に基づき適正に行われており、県としても関係法令に基づき適切に対応しております。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 どれどれ質疑しようか、照準を合わせて言いたいけれどもやめておきます。これまでの質疑の関係で、東部海浜開発事業で皆さんが約束をしてきた鳥獣保護区の制定、これは環境部がやっているのですか。それからサンゴ礁の保全がありましたね。それとトカゲハゼの保全といったことが今問題になっているのですけれども、今、具体的に皆さんとの関係で、まず埋立工事の進捗状況を説明してください。

○外間修港湾課港湾開発監 泡瀬の進捗率についてお答えいたします。平成26年度までの進捗率について、県の予算ベースで23%。国の進捗率は埋立土量ベースで51%となっております。

○嘉陽宗儀委員 これは、県が23%で国は51%と言っていますけれども、完成予定はいつですか。

○外間修港湾課港湾開発監 現在、完成予定は平成32年を予定しております。

○嘉陽宗儀委員 これは県の部分ですか、国の部分ですか。

○外間修港湾課港湾開発監 県の部分も含めて平成32年ということで予定しています。

県の埋立工事は、平成30年度竣工予定で、橋梁を含めたインフラストラクチャーの完成が平成32年を予定しております。

○嘉陽宗儀委員 こちらは立場が違いますから、それを議論すると長引きますのでこの辺で終止しておきます。陳情平成24年第205号でトカゲハゼの保全のことが書かれていますけれども、トカゲハゼに配慮してその海域では工事を行わないこととしておりますが、実際そうなっていますか。

○外間修港湾課港湾開発監 海上部分については4月から7月まで工事はしておりません。

○嘉陽宗儀委員 トカゲハゼはちゃんと保全されているのですか。大分減ってはいませんか。

○外間修港湾課港湾開発監 保全されていると考えております。

○嘉陽宗儀委員 これもこれ以上言いませんけれども、地域にすんでいたトカゲハゼの生存数はかなり減っていますよね。ですから、改めて目配りをしてちゃんと保全に努めてください。

その次に、今言った陳情平成24年第205号の下のほうに、「泡瀬干潟周辺海域において、白化により減少したサンゴの再生に向け検討する。」と書いてあるけれども、白化により減少したサンゴの実態はどのぐらいですか。

○外間修港湾課港湾開発監 泡瀬の観測地点—ステーション3で、平成13年の白化等によって55%から10%の変動があるということで報告があります。

○嘉陽宗儀委員 皆さんは、泡瀬の貴重な自然やサンゴを守ると言ってきましたけれども、実際はかなり死滅しているということがあります。それが今度は補正予算で、サンゴ礁保全事業は含まれていますか。

○外間修港湾課港湾開発監 今回、補正予算で、サンゴの現地調査とか今後の再生手法に向けての委託調査を予定しております。

○嘉陽宗儀委員 サンゴの実態調査をして、再生に向けて努力をするということですが、現在皆さんが捉えている白化面積はどのぐらいですか。

○外間修港湾課港湾開発監 白化面積については、確認されておられません。

○嘉陽宗儀委員 皆さんは現場へ行って白化現象の調査をしたことがありますか。

○外間修港湾課港湾開発監 白化調査については国で調査をしておりますけれども、今回資料を持ち合わせておりません。

○嘉陽宗儀委員 これ以上あれこれ言ってもしょうがないと思いますけれども、少なくとも皆さんは担当部署だから、いろいろな運動があって裁判にもなってみんなが注目している中で、現場調査もしない、白化の実態もわからない、それでも何とかせよというから予算を幾らか組みましようということでは、極めてまずいと思います。ちゃんと保全策はとるようにしてください。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 確認の意味で少し質疑をします。

66ページ、陳情第79号の4、宮古の広域公園の早期整備の実現に向けてという部分の処理概要が何か少しおかしいかと思っているのです。「平成26年度には、基本構想において公園テーマを「海と海辺を活かした公園」、建設地を「前浜地区」に決定し、基本計画の策定に着手しました。」と。当時、運動公園のようなものと防災機能を持った公園という形で宮古島市から提案、要請されていますよね。前の委員会でも指摘しましたがけれども、今言われている防災機能を持った公園は旧上野村にある千代田カントリーというところを市としては要請していますけれども、この地区は取り下げられましたか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 現時点では取り下げの連絡はございません。

○奥平一夫委員 自衛隊配備の候補地として、宮古島市では2つの場所が予定

されていて、宮古島市の市長がわざわざ防衛省へ行って、自衛隊の誘致をしたいということで、千代田カントリーに要請をしたのです。二重になっていると思いますけれども、それは本来の手法としてはどちらか一方を取り下げるべきだと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○末吉幸満土木建築部長 宮古島市長が自衛隊誘致を何案か提案されているということは情報を聞いていますけれども、我々はどこをやったのかという正式な情報はいただいておりません。防災機能についてのお話というものは、二、三年前からずっと本委員会でも議論になっておりまして、広域公園の委員会がありますその中でまだ固まっていない状況でございまして、宮古島市の動向を我々もまだつかめていないというのが正直なところでございます。

○奥平一夫委員 そういう意味では、そもそも県立公園を2つに分けて全く離れたところで誘致をするという手法自体がおかしいということで、私はこの委員会でもその話をしたこともありますけれども、処理概要を見ますと、前浜地区に決定し、着手しているということですが、防災機能については既存施設との連携や宮古島市との役割分担を勘案しながら引き続き検討したいと。これをかみ砕いて説明していただけませんか。意味がわからないのです。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 現在、沖縄県防災危機管理課で、沖縄県の大災害時の受援計画を策定しておりまして、その中でも受援施設の位置や役割等を検討しております。その中においてどういう位置づけにされるのか、宮古島市に現在あります避難場所との役割分担等を勘案しながら、今後宮古島市との役割を検討していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 何か少しおかしいと思うのです。これは県立公園の一つとして皆さんは防災機能を持ったというものを検討しているのか、それとも県立公園とは切り離して既存の防災施設にかぶせてやろうとしているのか、どちらなのですか。県立公園として考えているのですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 公園にもそういった防災機能を求められておりますので、求められる機能を委員会の中で今後も検討していくということで、県立公園に求められる機能として今後委員会の中で検討していきたいです。

○奥平一夫委員 県立公園に求められるといった話ではなく、これはいわゆる県立公園事業の一環として事業費もそこに出ていくのかと聞きたいのです。県立公園事業費から建設費も分けていくのですか、皆さんが考えていることは違うでしょう。どうですか。

○末吉幸満土木建築部長 もともと宮古島市からの要望は、運動公園と防災機能の2つがございました。検討委員会の中では、海と海辺を生かした公園というのが一つのテーマですよねということで、一つの結論が前浜地区ですということです。宮古島市から御提案があります防災機能についてのものを県立公園で受けるのか、あるいは宮古島市一過去に4市町村のときに大分公園をつくっていただきまして、その中に集約するかという議論の2つがありまして、それをまだ我々は煮詰めていないという状況でございます。それを県立公園でやるのか、それともほかの施設で代替してもらおうのかということがまだ煮詰まっていないということで、それをどこにするかはまだ決まっていない状況でございます。ただ、宮古島市は防災機能も県にやってもらいたいということがあるという状況ですので、我々としてもこれを県立公園から外すという判断には至っていないという状況でございます。

○奥平一夫委員 そもそも、誰とは言わないけれども欲張りなのです。どうも、当該市長があちこちから要請を受けて、通常でしたら石垣市でも浦添市でもきちんと一つの大きな箱の中で公園をつくっているわけでしょう。2つに全く分けて県立公園という手法は今までありませんよね、ありますか。

○末吉幸満土木建築部長 県立公園ではございませんけれども、国立公園で海洋博公園と首里城地区とがございます。県立公園ではありません。

○奥平一夫委員 ですから、私は前浜地区で決まったというのであれば、それだけで県立公園としてやったほうがむしろすっきりするのです。欲張って、県立公園の事業費を分けてまた別のところでやるかということもなかなか難しいと思っています。県立公園としてやるのか、それとも防災機能を持った公園として既存の公園と隣接してやるのかというと、決まっていないということなのですけれども、委員の中ではどのような議論がされているのか聞かせてください。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 県営公園の役割としまして、公園・レク

リエーション・防災・スポーツ等の多様な機能を収容できるエリアを確保することが県の役割となっておりまして、その防災機能もございます。今後委員会の中で、先ほど申しました県の受援計画等の進捗を見ながら、委員会の中で検討されていくと考えております。

○奥平一夫委員 余り理解しにくいことは言わないほうがいいと思います。戻ります。県立公園事業費がそこにも投入されるという考え方でいいですかということですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 先ほど言いましたけれども、防災機能を受け入れるエリアを確保することが県の役割となっておりますので、今後委員会の中で防災機能を取り入れるべきだとなれば、エリアを確保する。施設とは役割分担になると思いますが、機能を受け入れるエリアは確保していくことになると思います。

○奥平一夫委員 聞きますけれども、県立公園としての事業を導入したとき、補助率はどのぐらいですか。地元負担の割合は幾らですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 国からの補助が50%、沖縄県が50%でございます。

○奥平一夫委員 ということは、地元負担がないということですかよね。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 はい。

○奥平一夫委員 防災機能の公園を県立公園として建設するときは、地元負担は全くないと考えていいですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 宮古島市が要望しております機能も、県の場合はエリアを確保するという立場ですので、その中に出てくる使用する施設等については、宮古島市の役割だと考えております。

○奥平一夫委員 附帯する設備は地元負担ということですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 県立公園として整備する場合の補助率は

50%でございまして、そこにその他の施設を導入する場合は、市町村の費用で整備されるものかと思えます。例えば、奥武山運動公園の沖縄セルラースタジアム那覇は那覇市が所管しております。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○**前島明男委員** 64ページ、継続の陳情第75号、北谷町のペットホテルに関してです。まず、畜舎の定義から伺いたい。

○**立津さとみ建築指導課長** 畜舎につきましては、建築基準法及び都市計画法の中には畜舎そのものの定義はございません。

○**前島明男委員** 一般的に畜舎に該当するものとして取り扱っていると処理概要の中にあるものだから、畜舎の定義は何なのか。個人的に思うのは、牛、馬、豚、ヤギ、そういった家畜を入れるものを畜舎というのではないかと思うけれども、ペットホテルの犬猫を入れるのも畜舎と解釈するのはどうかと思うのです。私自身も中型犬を飼っています。県動物愛護管理センターからもらい受けて、飼っております。北谷町のペットホテルは動物愛護の立場からしても、これは北谷町が締め出すということはどうかと思っています。畜舎の定義とは何かということからまず教えてもらいたいと思っております。

○**立津さとみ建築指導課長** ペットホテルあるいはペットに関連する施設のことだと思いますけれども、この施設そのものを全て畜舎と呼んでいるわけでは決してございません。全体はやはりサービス業の店舗でありますとか、例えばペットショップでしたら、物品販売の店舗の中の一部動物を収容する部分については畜舎の部分ですが、全体は店舗の中に動物を収容する部分があって、動物を収容する部分につきましては、建築基準法の中では一般的に畜舎の取り扱いをしているといったものでございます。

○**前島明男委員** 畜舎がどういうものなのか、まず辞典を引いてみてください。ペットホテルの犬猫を入れる部分だけを畜舎だと言うのはおかしい話です。畜舎の定義を辞典でまず引いてください。

○**立津さとみ建築指導課長** 例えば、建築基準法の中では畜舎について細かく

規定はしておりませんが、ほかの法律の中では、例えば化製場等に関する法律及びそれに関する条例がありますけれども、その中では、畜舎の中には牛や馬、豚、ヤギまたは犬を飼育し、収容する施設、これを以下畜舎というような形がございまして、このあたりは所管する法律によってそれぞれ若干違ってくるのかと思っております。

○前島明男委員 今、犬の話が出ましたけれども、猫は入っていませんか。

○立津さとみ建築指導課長 この法律の中には、猫という文言は出てきません。

○前島明男委員 今、陳情のある件に関して、北谷町は陳情の中にある条例をつくって締め出そうという考えですよね。それはできるのですか。既得権もありますよね。これは畜舎だということで締め出そうという考えだけれども、陳情のあるペットホテルはいつから経営しているのですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 陳情にあります店舗は平成24年1月から開業しております。

○前島明男委員 後から町が条例をつくってそういうものを締め出すことはできますか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 北谷町の条例が先に制定されております。

○前島明男委員 条例はいつからですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 平成8年でございます。

○前島明男委員 皆さんの判断では、この陳情のペットホテルを締め出すことはできますか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 北谷町の条例におきまして、特例がございまして、特例に基づいて町に申請すれば、町長が認めた場合にはそのまま営業することが可能でございます。

○前島明男委員 浦添市にもペットホテルが何軒かあるのです。私も旅行へ行くときにはそこへ預けます。ですから、今の北谷町のように条例でもって締め出すということはどうかと思いますけれども、動物愛護の観点からも皆さんでしっかり指導してもらいたいと思うのです。

○末吉幸満土木建築部長 この件は6月議会でも中川委員や新垣安弘委員から大分指摘を受けまして、我々も大分研究をいたしました。全国の事例、各市町村の状況を見まして、北谷町がペットホテルを畜舎に含むとしたのはどういうことかということで、まず中部土木事務所の意見や県外の事例などを探しました。我々土木事務所の担当も統一的な見解がないということで、我々自身も考えるべきだろうということで、今回の陳情の処理概要で最後の3行をつけさせていただいたのは、地区計画においてペットホテルなどが建築物の用途制限の対象とするか否かの判断を明確にしてくださいと。要するに皆さんは混乱しているので、はっきりさせましょうということで、例えば特例で建てられることもできます、あるいは自治体によってはペットホテルをいろいろな視点からやはりだめだと言うかもしれないけれども、法律で必ず締め出しているわけではないですということは明確にしようと、今回処理概要に最後の言葉をつけさせていただいたところです。ただ、地区計画は地元自治体がみずからのイメージを持ってつくっていくものですから、これをああしろこうしろとは言えません。法律の中で読みづらいものがあるから、実は読めるのですという案内を、今、差し上げていこうという考えです。

○前島明男委員 進みますけれども、このペットホテルが那覇市だけでも何十軒あるかわかりませんが、浦添市だけでも数軒あります。私は県内にはかなりあると思っています。動物愛護の立場からもしっかり皆さんのほうで、運営する方が誤解のないように、しっかり指導してもらいたいと要望して終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 1つ聞きたいです。土木建築部長の認識として、条例と法律はどちらが上ですか。

○末吉幸満土木建築部長 法律になります。

○中川京貴委員 ペット業者は、これまで動物を飼うのは規則だったのです。規則であったものが国の令達によって法律に変わったのです。そして、法律にのっとって許可をとり、展示して販売許可を持っているところなのです。それを北谷町は条例でこれを縛ろうとしたのです。各市町村の条例でできたりできなかったりするのです。できなくなったら最終的には裁判になると思います。ただし、ただいまの答弁では家畜の定義はないと。要するに、犬猫とかペットは家畜とみなさないというものを県がつくればいいのです。県の条例を見てください。前島委員が言うように、牛、豚などと書かれています。家畜の規則があるはずですが、あえて聞きますけれども、家畜の中に犬は入っていますか。

○立津さとみ建築指導課長 家畜ですけれども、例えば家畜商法それから家畜取引法そういったものにつきましては、やはり牛や馬、豚、綿羊、ヤギといったものが家畜の定義の中に入っております。そのほかに、家畜伝染予防法になりますと、それ以外にイノシシであるとかミツバチであるとか、あるいはその細則の中では、犬やウサギといったものも家畜の中に入ってくるということで、やはり法律の目的によって、その取り扱いの範囲が少しずつ違っているように思われます。

○中川京貴委員 だんだん難しくなっていますね。私は家畜商法の免許を持っているのです。家畜を売買するには免許がないとできないのです。家畜免許証でやるのです。その中には、家畜は屠畜場で処理しなさいと。今言うようにイノシシや鹿などは屠畜場を使わなくてもいい、これは法律なのです。家畜以外は自家用で屠畜しても構わないのです。そういった意味で、法律がこうだからとすりかえられたら困るのです。問題は、犬が家畜なのか、建築基準法にひっかかるのかを県がしっかりと市町村に周知ではなく指導をしたほうがいいと思います。今後、那覇市でも沖縄市でもどこでもあると思います。これは周知ということではなく、県として家畜の定義がないのであれば、建築基準法施行条例として犬猫は該当しないということは、周知では弱いと思っていますけれども、土木建築部長はいかがですか。建築基準法では定義がないので、これは必ずまた出てきます。

○宮城理建築都市統括監 幾つか繰り返しになって申しわけありませんけれども、一般論からすると、建築基準法上で建築物とは人間が利用する施設を想定していろいろな用途が定められていますので、動物を収容するのは基本的に畜

舎以外に定義がないというのが事実です。平成14年ごろからペットショップやペットを飼育するブリーダーといった新たな業態が出てきて、それで実際に一定数を集めると、近隣ににおいや声といった迷惑がかかってくる。ではどうすれば規制できるのかという問題が出てきて、結果として建築基準法ではそういう施設も含めて畜舎として今は規制しようとなっているのが事実です。それをこれまで建築確認業務を担っている行政庁—沖縄県以外にも那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市と5つございますけれども、全県的にほぼ統一的に建築基準法上、畜舎にはペットを収容するような部分が含まれる施設も入りますということで運用している状況であります。ここで今問題になっているところがどこかと言いますと、一般的に畜舎を規制している地域とは、用途地域でいいますと、住居系がほとんどなのです。そこでは店舗等も独立して建てることもほとんど規制されておりますので、例えば先ほど建築指導課長が話していただきましたように、ペットを販売するペットショップというものは物品販売業を営む施設兼ペットを収容する部分については畜舎として扱います。また、ペットホテルはサービス業を営む店舗兼収容する部分は畜舎として扱いますとやっではいますけれども、サービス業店舗あるいは物品販売業単独でも規制されるようなところですので、結果として畜舎自体が規制されるということが問題になってこなかったと。要は、単独でもつくれないところですから、ほとんど問題になってこなかったと。今回、地区計画で北谷町が行っている地域のベースにあるのが商業地域なのです。そこは畜舎が一切規制されていないところなのですから、例えば国道沿道のメイクマンといったところにもペットショップがありますけれども、ああいったところはほとんど商業系の施設が立地できるところで、仮に畜舎として扱ったとしても建築基準法の用途上は規制の対象にならないという実態がございまして、余り大きな問題になってこなかったと。今回、北谷町の場合は商業系の施設が立地できる場所で畜舎を規制しているところに今回の根本があるわけなのです。家畜であることを建築基準法でも積極的に解釈しているわけではなく、動物を収容する施設で一定数集まりますと近隣に迷惑をかける可能性があるところは、類する施設として畜舎として扱わざるを得ないという状況で、今、規制をしているところでございます。

○中川京貴委員 では、この業者はホテルとしてオープンしていないということですか。

○宮城理建築都市統括監 そのままやっていると思います。

○中川京貴委員 今後、沖縄県で予測される事例は出てきますか。

○宮城理建築都市統括監 地区計画で規制をするということを抜きにした場合には、ベースになる用途地域では住居系での規制になりますので、恐らくこういった問題は表には出てこないのではないかと思います。ただ、北谷町と同じように商業系の用途で、もともとベースの用途地域で建てられるようなところに地区計画で上乗せで規制をするようなところが出てくるとするならば、また同じような問題は起きるかということがありますので、我々としては地区計画を定める段階で、畜舎と書いてしまうと建築基準法上規制対象になってしまいますので、ペットホテルであったり、ペットショップであったりを規制するのもしないのか、あるいは規制しないのであれば畜舎の後ろに括弧書きでも、ペットホテルやペットショップは除くということを明確にしてくださいという形で周知を図っていきたいということでございます。

○中川京貴委員 今おっしゃるように、ペットホテルもそうですけれども病院もそうなのです。病院も預けて1週間とか治療を受けるのです。そういった意味ではペット社会ですから、今後また必ず起きてきます。先ほども言ったとおり、県から指導したほうが良いと思います。おっしゃるように、誤解される部分があったら、県としてはこう認識していますよということを指導、徹底して、こういう陳情が上がってこないようにしていただきたいのです、いかがですか。

○宮城理建築都市統括監 法律上、指導ができるものなのかということはおいておいて、我々としてはこういうトラブルが起こっていることは事実ですので、建築基準法サイドも都市計画法サイドも市町村に今後無用なトラブルを起こさないような形での周知を図っていきたいと思います。

○中川京貴委員 あと1点、67ページをお願いします。公共工事の入札不調・不落を防ぐ措置を求める陳情。これは一般質問でも私は取り上げましたけれども、1つは、最低基準価格を上げるだけではなく当初予算も上げることによって不調・不落がなくなるということを議論しました。土木建築部長、市町村は上げているのです。県より先駆けて上げている5つの市町村があったと思いますけれども、その市町村名と、今後県としてどのようにやっていくのか、方向性を示していただけませんか。

○津嘉山司技術・建設業課長 市町村の最低制限価格で90%を超えるところは

石垣市と中城村、沖縄市、浦添市、糸満市、宮古島市の6市村となっております。県におきましては、今現在、建設業審議会に諮問をいたしまして、見直しに向けて審議を行っているところでございます。

○中川京貴委員 土木建築部長が本会議で答弁しておりましたけれども、年内にこの審議が上がってくると。審議によっては来年4月から上げることは可能なのですか。

○末吉幸満土木建築部長 6月定例会か2月定例会のときも同じような質問がありまして、私どもの最初の目標が下半期—10月以降にやりたいという気持ちが相当ありました。ただ、建設業審議会の立ち上げがおくれたということと、建設業協会からは、今みずからが置かれている状況をしっかりと委員に伝えたいということでございまして、今、2回目の審議日程を調整しております。その中で建設業協会の方の意見を聞いて、委員の皆さんもいろいろな意見ございますし、これをどのようにして率を上げるのか—上げ幅が当然問題になります。我々のイメージしているものと、建設業審議会の中での数字がどうなるかわからないものですから、少し慎重にしたいと思っております。それが例えば今月あるいは11月に答えが出るというときに、では12月からできるかということは、財務規則の改定になってきますので財政当局と相談しなければなりません。できれば年度途中でやりたいということが一つと、それから慎重にみんなの意見を集約して、皆さんが納得できるようなものをまとめていきたいということがありまして、遅くとも来年4月1日からということは当然でございます。

○中川京貴委員 土木建築部長、正直に言って業界はこれまで10%、15%もうける率が上がるものが、御承知のとおり公共工事はもうからないと。ましてや設計も入札でやっていくと。設計も県が大体見積もった設計をオーダーします。そこでも厳しくたたかれて、本体工事に入るときに最低基準価格も上がらない、当初予算も上がらない。だから、この公共工事をすれば焦げついてしまうということでみんなやりたがらないのです。だから、県が当初指名するはずですけども、指名を受けた業者は辞退するのです。結果的に県は執行率を90%以上に上げなければならないので、一般競争にすれば大型ゼネコンもどんどん入ってきます。少々赤字覚悟でも入ってくるのが一般競争入札です。当初、県は指名したはずなのです。それが本会議でも指摘したとおり20%ありましたということです。結果的に最低基準価格も上げて、当初予算額も上げることによって、決して設計変更はだめだとは言いませんけれども、当初入札をして、途中から

設計変更でどんどん上がっていくのであれば、みんな設計変更を当てにします。ですから、公正・公平な入札ができないのではないかとこのことを指摘したのです。

○末吉幸満土木建築部長 工事の設計変更は、あくまで一つのものをつくる時に適正な価格、歩掛かり等を使ってやっております。工事の設計変更というものは、どうしても自然的なもの—例えば土木工事をやっていて、土を相手にしておりますので、想定していないものが出てくる。あるいは道路工事をやったら周辺地域の方の意向を聞いて、乗り入れの形を変えるとか幅を変えるといったことがあって、決して我々は積算の中でけちっているわけではございません。それは理解していただきたいです。入札の不調・不落の話も委員から指摘されたとおりに20%近くございます。これも小さな工事なのですけれども、結局どういふことで不調・不落が起こるかということ、最低制限価格ではなく我々の予定価格以上で上げてくるということが多いのです。それで少し高くなるのです。不調は、やはり小さな工事ですから、小さな工事でも我々はそれなりに現場代理人、主任技師を入れてもらえなければ当然工事をしっかきできません。そういう制約が出てきますので、そこで人間を出せないということで業者が入らないと。一般競争入札をやるということは、指名競争をやって、それで指名の方々が辞退をする。あるいは必要がなくなってきた、その善後策として、不調・不落になった工事については積算が合っているのか、あるいは単価が適切かということをもう一度チェックします。チェックした上で一般競争をやっておりますして、決して私どもは業者を泣かせるために安くしているつもりはございません。

○中川京貴委員 土木建築部長は前置きしましたけれども、私は設計変更は否定しておりません。御承知のとおり設計変更は上部工・下部工も先ほど説明しておりましたけれども、パイル50本を打つものが60本入る場合があるのです。そしたら設計変更は当然なのです。当初とは異なる想定外の地質とかいろいろなものがありますので、これで設計変更をして予算をつけることに対しては、逆にそうしたほうがいと提案してきた立場なのです。しかしながら沖縄タイムス紙の報道にも「県発注工事赤字4割超え」とあるように、県の仕事をしたらやけどするというぐらいの業界なのです。ですから、ぜひその見直しをしていただいて、95%—当初見積もりも上げていただいて、公共工事で本当にいい仕事をさせていただきたいのです。これは提案ですけれども、土木建築部長いかがですか。

○末吉幸満土木建築部長 私ども、建設業者の方に無理して工事をさせているような雰囲気は非常につろうございまして、適正な利潤は当然上げてもらわなければならないと思っておりますので、まず心がけていることは積算をしっかりとしましょうと。特に離島においては市場価格と実勢価格が違うということもございまして、そういうものが積算に反映できるようにしましょうということもやっておりますし、一番我々がやりたいことは、適正な価格と申しますか、要するに実勢価格が間違いのない価格と。ただ、業者の方によってはその単価自体もおかしいだろうということもありますので、その調査を行っている調査会とかにもそういう状況があるかないかを常々聞きながらやっておりますので、何度も言いますが、これだけしか予算がないからこの中でやりなさいという工事は昔からやっていないつもりでいます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 幾つか確認をさせてください。まず、1 ページ、陳情平成24年第94号。少し処理概要が変わっておりますけれども、最後の「取り組んでいるところでもあります。」の部分は、前は「考えております。」とありますけれども、これはどう変わったのか。これは実現に向けた前進と捉えていいのか。どういうことですか。

○多嘉良斉空港課長 本来ならば、もっと先に「取り組んでいるところがございます。」と明記するところであったかと反省しております。新規事業立ち上げに当たっては、需要が大切でございます。今、建設予定地は野甫島を予定しております、当然そこには伊是名村利用も含めないとなかなか安定した運営ができないという状況がございまして、そういった伊是名村と伊平屋村を結ぶ航路をどうするかということが、これまでの課題でした。これにつきましては伊平屋村、伊是名村との定期航路等連絡協議会を立ち上げておまして、その中で議論させてもらっております。そういった意味では、逐次取り組んでいるというところで、実態に合わせたような形で修正させていただきました。

○具志堅透委員 処理概要を見ると、パブリックインボルブメントも平成18年度、平成19年度ともう10年近く検討しているところでもあります。大体中身も聞いていて、進んでいるということでもありますので、できるだけ実現に向けて取

り組んでいただきたい。先ほど説明の中にありました伊是名との航路云々の話があります。当面は航路でいいだろうと思いますけれども、調査費がついた架橋の実現がなされれば、そういった心配もなくなるので、どちらが先になるのかという話も含めて、両方一度にやればいいと私は思っていますので、それに努めていただきたいと思います。これは答弁は要りません。

次は、20ページの陳情平成25年第50号の4、離島過疎地域振興の要望です。その4番目、大宜味村の海岸から国道を含め住宅などへの越波対策ですが、その処理概要について、これも平成25年度の陳情ですが、海岸高潮対策事業の要件に合致するののかということになっていきますけれども、これは合致しないのではありませんか。検討していきたいと考えおりますとなっていますけれども、その辺を少しお聞かせください。

○赤崎勉海岸防災課長 大宜味村の海岸については、護岸自体は国道58号道路の護岸でございまして、大宜味村の要望については飛沫が道路に来るという話でしたので、海岸事業というものは、その道路を越えた住宅への冠水被害などがあつた場合は、海岸事業の整備ができるということでございますので、今それについて大宜味村から報告を受けて、昨年もことしも大きな台風がありましたが、そういう被害が出ていないということでしたので、今のところ海岸事業では整備ができないという状況であります。

○具志堅透委員 特段、台風が来ても被害は出ていないということでしょうか。

○赤崎勉海岸防災課長 道路に対する飛沫はありますけれども、住宅への冠水被害は出ていないということです。

○具志堅透委員 越波対策はいろいろあるのだろうと思いますけれども、地域住民の声を聞きますと、高潮もあるけれども一緒に砂が道路を含めて住宅地にも入ってくるというところもあるので、高潮対策事業の中に当てはめなければできないものなのか、別の補助メニューがないものなのか。私の今の話は検討に値しないのか、どうなのですか。別のものは全くないということでしょうか、それしか事業メニューはないのですか。

○赤崎勉海岸防災課長 先ほど申し上げましたけれども、護岸自体は道路でございまして、海岸事業では前面に離岸堤をつくりまして、直接波が当たらない

ような格好で離岸堤を整備しております。また、風や飛沫あるいは砂が上がってくるものに対して海岸事業で整備できるかということ、難しいところがあるのかと思っております。

○具志堅透委員 ですから、別のメニューがないのか、そういった対策ができないものかと思っております。そこら辺も含めて次また検討してください。答弁は要りません。

次は21ページ、名護東道路の本部方面への延伸についてですけれども、可能性として検討しているということですが、検討の結果、可能性はどうか。まだ検討中ですか。

○上原国定道路街路課長 平成5年に広域的な幹線道路網の計画であります、沖縄県広域道路整備基本計画がありますけれども、その中で検討区間とされておりまして、その計画する路線にまだ位置づけられていないという状況でございます。沖縄県広域道路整備基本計画の見直しの作業を進めたいところではございますけれども、なかなかそれが進んでいないというところがございます。

○具志堅透委員 基本計画の中に入っていないということですが、当初の計画は、片側2車線の4車線という将来的にそういうことを見越しての計画であったのではありませんか。今現在、ここ一、二年、名護市の許田の区間一要するに名護東道路に入る手前の区間が朝8時から8時半、もう大渋滞なのです。1キロメートルから2キロメートルぐらいの渋滞。その解消も含めて早目の取り組みが必要だと思います。高速道路のインターチェンジも混んでおりますので、県の計画ではその手前の世富慶あたりの話を聞きますけれども、地元の要望としては高速道路のインターチェンジからの出入り口を整備していただきたいということがあるのだろうと思います。その辺をどうするかも含めて、早目の4車線化。それと先で詰まってしまうので、その利用度をもっと上げるためにはやはり海洋博公園まで引かないと解消に無理が出てくるだろうと。早目の検討をしていただきたいという要望をしておきます。

あと最後に、屋根つき荷さばき場で運天港で伊平屋村、伊是名村のものがあります。そして伊江島の荷さばき場の件が出ております。そこに対する県の考え方を教えてください。

○我那覇生雄港湾課長 屋根つき荷さばき場については、昨年度からソフト交付金を活用して、離島の港湾及び沖縄本島でも離島と結ばれている一運天港も

そうですけれども、厳しい日差しの中での荷役ですので少しでも環境をよくしたいということで、港湾課としては要望しているところです。現在、平成28年度の新規事業ということで、昨年度から継続して財政当局に対して要望しております。今後とも頑張っけて取り組んでいきたいと考えております。

○**具志堅透委員** 平成25年度に一般質問で取り上げさせていただいたのですが、まず伊江港でやりました。離島住民の荷役が風雨にさらされて、電話もない電気もない、ただ屋根がついているという野ざらしの状態の中でやっていますので、そこを何とか屋根つきの荷さばき場をつくるという、土木建築部としてもやる意思がありますので、その運天港、伊江港をぜひともやっていただきたい、実現をしていただきたい。土木建築部長、決意をお願いします。

○**末吉幸満土木建築部長** 先ほど港湾課長が説明しましたように、土木建築部としてはやりたいということで、関係部局との調整を進めさせていただいているところです。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 先ほどお話のあった67ページ、陳情第80号ですけれども、まだ十分理解できていないものですから、少し教えてもらいたいと思います。陳情とか処理概要を読んで大まかには理解できますけれども、近年公共工事入札の不調・不落がマスコミでも騒がれているなど。その状況は全国的にもそうなので、陳情要旨でも書かれています。皆さんは処理概要の中で、例えば積算基準改定あるいは現場管理費や一般管理費の引き上げ、そしていわゆるインフレライド条項の協議で対応しているといったことを書いてあるけれども、そういうことを行政としてやって、それでもなおかつ不調に終わっているところがあるのではないかと思います。これで解決できているのかどうか。これで不調・不落はおさまっているのかどうか。処理概要で書いてあることを皆さんが対応して、対策を立ててやって、それで不調・不落は防げていますか、おさまっていますかということ聞いています。

○**津嘉山司技術・建設業課長** ある程度の成果は出ていると思いますけれども、ただ、数値的にこれが幾らかという具体的な解析はしていないところがございます。

○新里米吉委員 一定の効果はあるけれども、完全におさまっているとは思えないと皆さんも自覚しているということですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 20%の不調・不落があるということは、完璧には解消しているとは思っておりません。

○新里米吉委員 それは沖縄本島でも起きているのですか。沖縄本島では起きていないけれども、離島ではより単価が上がってしまうということで、離島で起きているのか、全体的に起きているのか。この20%の内訳を教えてください。

○津嘉山司技術・建設業課長 沖縄本島も離島もほぼ同じくらいの程度でございます。

○新里米吉委員 処理概要で述べていることだけでは解決できないということになりますね。そうすると、陳情の下の2行に書いてある「国及び県の関係機関において、諸経費の加算を認めるなど臨機応変、柔軟な措置を早急に講じるよう配慮してもらいたい。」、これの意味していることがよくわかりませんけれども、先ほどから話があるいわゆる6市村が行っている90%を九十何%かにするということを意味しているのか、それとは別のことでまだよくなるということなのか、この2行の意味はどのように理解していますか。

○末吉幸満土木建築部長 まず、諸経費の改定は7月にやっております。ですから先ほどの不調・不落が20%あるというものは、平成26年度の実績でございます。平成27年7月に積算基準を改定して、現場管理費や一般管理費を我々は上げました。その効果があらわれているかどうかは8月、9月、これからの成果になってきます。これからわかってくると思います。その諸経費の加算を認めるのは、国が4月から積算の改定をして、歩掛かりも改定しますが、国から積算基準改定の資料をいただきまして、沖縄県で直さなければならないのです。国の積算基準書を準用しますが、国からいただいた積算基準書を沖縄県バージョンに直さなければならないのです。その作業が3カ月ぐらいかかるものですからタイムラグがあって、八重山広域市町村圏事務組合は、国に準拠して早く上げてくださいということで、我々はことし7月に現場管理費、一般管理費等改定をさせていただいて、その効果があらわれてくるのはこれからだと思っています。それで効果が出てくるのではないかと期待しております。

あと、これまでやってきているのが、先ほど嘉陽委員から指摘されましたインフレスライド条項がありますけれども、労務単価が1年で十数%ぐらい差があるものですから、それは我々がしっかりと契約金額にプラスしてあげましょうという話があって、入札・不調の直接的な要因とはなっておりませんが、賃金または物価の変動、一つの工事を請け負った業者の方々が年度途中で労務単価が上がっていくものですから、それについてはしっかりと対応しましょうというのが二ポツ目、三ポツ目の話でございます。入札不調・不落が一番多かったのが離島でございます。離島は労務費一人間も少ないし、材料単価も沖縄本島と違うものですから、そういう単価をしっかりと反映していただきたいというのが離島の意見でございます。それについては、我々物価版とかいろいろな積算資料というもとなる本がありますけれども、それとは違った単価も使いたしようということで、見積単価とかあるいは現場における見積単価を採用して、実勢価格を積算に積み上げているところでございます。

○新里米吉委員 ということは、しばらくたってからでないこれまで皆さんがいろいろ改定をしたりしてやってきたことの効果は、はっきりとした数字ではあらわせないということですよ。離島におけるその価格については、現在も上乘せしてやっていますとの説明と受け取っていいですか。

○宮城理建築都市統括監 建築工事を例に挙げて説明させていただきますけれども、離島の場合は型枠工とか鉄筋工といった専門が地元にはなかなかいないと。また、公表されている物価版という資料がありますが、それで設定されているのが那覇市単価ということで、那覇市近辺での市場調査結果しか載っていないという状況がありまして、乖離が大きいという要望がありました。そのために、今、県では施工する場所で見積もりをとって、実際にはその単価を反映させるということはやってきております。その分で、以前ほど乖離は大きくないとは聞いていますけれども、ただ一方で、離島でも工事がだんだん旺盛といえますか、状況によっては人手不足ということも考えられる。那覇市から連れていかなければならないことも今後想定されるということは情報として聞いておりますので、そのあたりにどう対処していくのかということは、また少し研究させていただきたいと考えております。

○新里米吉委員 先ほど中川委員が話していたことも、皆さんは今後国との関係もあるけれども、各自治体にやろうと思っても、国の会計検査で何か指摘されないかとかいろいろ心配している自治体の首長たちもいますよね。その

首長たちは県がやればやりやすいと。一緒にお酒などを飲んだりすると、県がやればすぐ私たちもやるけどなという話も出てくるので、この辺はどうなのか。

○末吉幸満土木建築部長 今、最低制限価格は71%から90%ですけれども、その90%からの引き上げの話だと思います。先ほど来の先行している6市村がございます。我々としても早く県が示してあげられれば残りの三十数市町村が追従するという事もわかっていますので、その期待に沿えるべく早目に見解を出していきたいと思えます。

○新里米吉委員 要望ですが、不調・不落が起こるということは大変ですし、もう一つは、特に土木建築部にかかわる部分で一括交付金の執行残が多い。これは走ったときからそういう状況があって、国でも要綱ができるのが遅かったりして、事業はば一つと来てこなせない。それをまた繰り越すという状況もあって、その上こういうことがあって県の職員の能力が疑われてたたかれる危険性があるのです。そこを含めて考えると、この問題は何としても乗り切らないと、県の事業だけではなく国から来るあるいは一括交付金のハード事業も含めて、執行残がふえたりすると非常に問題があると思うので、やはり思い切って、何とは言いませんけれども、6市村もやっているのだし、少し思い切ったことをやらないと、執行率も上げられないのではないかと個人的には心配しております。

○末吉幸満土木建築部長 最低制限価格の率と入札の不調・不落は直接関係していません。最低制限価格はあくまでも予定価格に対する70%から90%の割合でございまして、この積算が厳しいのではないかとというのが業界の方の意見でございます。予定価格が厳しいのはこういうことが反映されていないのではないかと。例えば、先ほど建設都市統括監が言いましたように、離島において人手不足が出て、那覇市あるいはどこからか連れて行かなければならない。特に離島の離島では、石垣島から離島に行って、旅費あるいはそこでの宿泊費が手当てできていないものだから赤字になる。それを面倒見てくれというのが大きな声でございます。建築関係はそれを精算できる仕組みを既につくっていますけれども、では土木建築部ができるのかということは国との関係になってきますけれども、土木建築部でもそういう宿泊費や、連れ越し費と呼びます現場に行く旅費とかを精算できるか、積算の対象にしているのかということ、今、研究しているところでございます。それはしっかりやっていきま

す。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 13ページの陳情平成25年第7号、自転車道との関連で少しお聞きしたいです。これは玉城那覇線ですけれども、それに限らず県として自転車道の整備についての計画とか考え方とかはいかがですか。

○古堅孝道路管理課長 今、県としての自転車道の考え方としては、現在、県がやっている単独の自転車道—玉城那覇自転車道と既存の道路を生かした自転車通行帯の整備を考えております。現在、名護市で自転車ネットワーク計画があります。これに県も県道として協力できないか、今、考えているところです。それと、浦添市と那覇市で同じような計画づくりをしております、県それから国道も入って整備計画の策定に取り組んでいるところです。それと、整備が終わった赤嶺・小禄地区については、県と国道が連携して自転車通行帯の整備を終わっております。

○金城勉委員 各市町村と連携できるところ、あるいはそういう話があるところと県がその計画と一緒に加わって整備をするということなのですね。それを全県的に国道も含めて計画的に。やはり私も国道58号を通過して出勤していますが、自転車を利用する方が非常に目につきます。そのたびにひやひやしているのです。本当に危ない場面や、自転車をよけながら運転をするケースも多々あって、一本線を通して色を塗るだけでも全然違いますので、そういう意味で健康長寿沖縄の復活にもかかわってくることだし、その辺を全県的に総合計画というものはつくれませんか。

○古堅孝道路管理課長 将来的には全県的な計画も必要になってくると思いますが、今できることは、自転車道は単線でやるとその効果がないと思いますので、まずネットワークを組んでいく。例えば、先ほどの那覇市とか浦添市、それに取り組んでいく。一方、道路法が改正されまして、自転車は歩道を通ってはいけないということになっておりまして、県として現在の道路の中で自転車通行帯、先ほど委員がおっしゃいましたように青で塗って表示するとか、そういうことは工夫していきたいと考えております。

○金城勉委員 今申し上げているように、それを全県的に県民挙げて、健康づくりのためにも自転車の活用というものは非常に大事だと思うのです。ですから、そういう意味での自転車道の整備というものは、ヨーロッパあたりへ行くと思事だと思うところも多々ありまして、そういうところで沖縄県もその辺で総合計画を今後研究してみたらどうですか。

○末吉幸満土木建築部長 道路管理課長が説明しましたように、県道と市町村道それからメインである国道の沖縄総合事務局の力をかりなければならない話になりますので、我々は沖縄総合事務局といろいろな連絡会議がありますので、その中で自転車のネットワークなどをつくっていこうということは議論していきたいと思います。

○金城勉委員 これは非常に大事なことだと思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

東部海浜開発事業の件ですけれども、先ほどの嘉陽委員の質疑の中で完成時期の問題がありましたが、国の埋立事業は平成28年度中には完成すると記憶しておりましたが、平成30年とか平成32年とかいう話がありましたけれども、これをもう一度正確に御答弁いただけませんか。

○外間修港湾課港湾開発監 今回の埋立工事についてですけれども、国は平成28年度竣工予定で、県の埋立竣工がございまして、それは平成30年度竣工予定となっております。国は平成28年度竣工予定となっております。

○金城勉委員 先ほどの平成32年とは、何ですか。

○外間修港湾課港湾開発監 人工島ですので、そこに道路や橋梁がございまして、その橋梁部分が平成32年度完成予定としております。

○金城勉委員 橋梁は県の管轄ですよ。この辺の説明の仕方が先ほど少し混乱していたのではないかと受けとめましたけれども、そこは正確に整理してやる必要があると思います。

○末吉幸満土木建築部長 委員の御指摘のとおりでございまして、国事業・港湾事業・道路事業の3つの事業が一緒になっていますので、それを丁寧に説明すべきでございました。申しわけございません。

○金城勉委員 それと、中城湾新港地区の防犯対策ですけれども、これはうるま市あるいは沖縄市それから立地企業、近辺の自治会等とこれまで協議を重ねてきたと思いますけれども、今年度で防犯カメラあるいは保安灯の設置などの計画はしているはずですが、その進捗について御説明ください。

○我那覇生雄港湾課長 実は入札で不調が多少ございまして、今、3回目ですけれども、随意契約で手続を進めているところでございます。9月末の契約見込みで作業を進めておりまして、ただ契約したという報告がまだ届いておりません。

○金城勉委員 年内にはできそうですか。

○我那覇生雄港湾課長 契約が締結できれば、平成28年1月末までに整備を完了する予定でございます。

○金城勉委員 これは地域の皆さんが期待しているところでもありますから、ぜひ早目に進めていただきたいと思います。それと、まだ地域の方から声があるのが暴走行為やそれに伴う騒音、あるいはその辺でたむろするといった声も聞こえるのですけれども、皆さんではそういう実態をつかんでいますか。

○我那覇生雄港湾課長 平成26年当時に、港湾課を含めてうるま市、地元自治会、うるま警察署で現場を視察して今後の対策を話し合ったと。その対策の一環としての今回の防犯カメラの設置でございまして、そのカメラの画像は直接警察が見ることができるようになっております。防犯カメラの設置ができますと、暴走行為の抑制にかなりの効果が上がるのではないかと期待しているところであります。

最近、暴走行為が激しいといった連絡は届いておりません。

○金城勉委員 私にはメールで定期的に苦情が来るのです。そこは嘉陽委員が言うように現地を確認する必要があると思います。これは皆さんだけではなく、県警察やあるいは地域とも連携する必要がありますので、その辺はぜひ実態をつかんだ上で、対応をお願いします。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 32ページの陳情平成25年第95号、宜野湾港沖東リーフの活用に関する陳情ですけれども、その地域で計画は何かあるのでしょうか。

○**我那覇生雄港湾課長** 要請のありました場所は、現在の宜野湾港マリーナの防波堤の沖側一リーフのところでございますが、そこについては現在、港湾整備の計画はございません。

○**新垣清涼委員** 要請の内容はサンゴ礁の活用になっていると思いますけれども、その計画はありますか。

○**我那覇生雄港湾課長** 現時点で、この場所で陳情にありますような利用計画はございません。

○**新垣清涼委員** 県内でサンゴ礁を活用した公園などの計画はありますか。

○**我那覇生雄港湾課長** 県内でサンゴ礁を活用した公園で思い当たるのは、例えば名護市喜瀬のリゾートホテルにある海中展望塔がそれに該当するかと思います。

○**新垣清涼委員** 陳情の中に、平成21年10月にサンゴ礁の保全・再生など環境と共生する港湾としての取り組みを行うとありますけれども、県でそういう取り組みをされている箇所はありますか。

○**我那覇生雄港湾課長** 特にサンゴを人工的に増殖させるような取り組みは現在行っておりません。ただ、最近、例えば防波堤の外側に置く消波ブロックに何かサンゴが付きやすいような面を展開して、そこに自然とサンゴが活着しているというお話を、直轄事業の那覇港一文字の防波堤で成果が上がっているという話を聞いたことがございます。あと、県におきましても、私の知っている限りでは、八重山で同じように防波堤の消波ブロックにサンゴが活着して非常にいい景観ができ上がっている事例は1件知っております。

○**新垣清涼委員** 沖縄県は海岸線がほとんど護岸工事や埋め立てがされていて、自然がかなり少なくなっているのです。西海岸を那覇市から浦添市に行く

と今は自然が残っていますけれども、ところが市の計画ではあそこは埋め立てをして商業施設にするとか、軍港が来るとかになっていますよね。宜野湾市の部分もまだ残っています。潮が満ちると見えませんが、潮が引いたときにはちゃんと残っているのです。そういう意味では、やはりこれから観光立県でもあるし、そういう海辺の自然を残すことをもっとしっかりと目標として置いておくべきだと思うのです。国として里海の計画も推進していますよね。そういう意味では、那覇市から近いところとすると宜野湾が唯一、まだ計画がなければ残るかと思うのです。ぜひ、保全という考え方を取り入れてほしいのですが、そこはいかがですか。

○我那覇生雄港湾課長 今、委員から提案がございましたサンゴを使った自然保全ということでございますけれども、今現在、土木建築部港湾課、海岸防災課を含めて特にそういう計画は持ち合わせておりません。ただ、もしかしたら環境部の自然保護・緑化推進課あたりでサンゴの再生事業に先行して取り組んでいる事例があるという話は聞いておりますので、私も調べてみたいと思います。

○新垣清涼委員 ぜひ調べていただいて、北東側に仮設港がありますね。仮設港の入り口に防波堤のように石が積まれていますけれども、仮設港が使われなくなつてからあの石積みが全部壊れているのです。恐らく波が原因だと思いますけれども。そして、宜野湾港へ行くと砂がどんどんたまってきていて、新しいビーチのような非常にいいところできつつあるのです。宜野湾市としてはマリン支援センターもあって、海洋スポーツを勧めている施設があるのに、そこはクローズされていて入れない状況でもったいないと思うのです。ですから、そういう使わせ方もしなければならぬだろうし、仮設港の開発計画もやはり早目に入れて、そういう海のレジャーやスポーツに取り組んでほしいと思いますけれども、計画はありますか。

○赤崎勉海岸防災課長 宜野湾市の仮設港については、そこを埋め立てて宜野湾市が利用するという計画もありましたけれども、今、県企画部と宜野湾市で普天間飛行場とあわせて西海岸の開発計画をしておりまして、その中で仮設港についても開発関係を続けていくということでもあります。

○新垣清涼委員 仮設港を埋めてD F Sが来る計画があったのです。あれがなくなりましたね。現場にいらしたらわかりますけれども、先ほど言ったように

その前は砂がたまってきていて、自然にビーチができつつあるのです。金網を乗り越えてそこでやっている状況なので、やはり業者ともきちんと相談をして、出入り口を利用できるような形をとってほしいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 1点だけ、52ページ、陳情平成26年第89号、南風原町兼平団地の地滑り対策です。処理概要を見ましたら、平成26年10月の陳情でU字溝の補修工事は一時的にやっておりますけれども、その後本格的な対策に関しては工法を検討して平成27年度から対策に着手するということになっておりますけれども、今の状況をお伺いします。

○赤崎勉海岸防災課長 兼平団地の北側斜面については、以前に地滑り対策事業で整備が終わっている箇所でございますが、なおかつ現在斜面に変状が出ているものですから、兼平団地や南風原町等から要請が出ておまして、我々としてその地滑りは施設自体が整備されておりますので、その兆候を見るために水位計を地中に埋めて水がどれだけ上がってきているのかを観測しております。その水位計で観測された結果をもって対策工事に移っていきますけれども、その調査が完全に終わっておりません。それが10月におおむね地中の水位変化の観測が終了するという考えを持っておりますので、11月以降にその対策工法を決めていこうということにしております。

○新垣安弘委員 いずれにせよ、その結果を見て本格的な対策をやらなければならない状況という認識はあるのですね。

○赤崎勉海岸防災課長 今、その対策工事費も準備しておりますので、その実施設計が固まり次第、工事をやっていきたいと考えております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 1件だけ、17ページの陳情平成25年第34号をお願いしたいのですが、処理概要の文章の中で気になる部分が3行あります。「新たに道路に編入

された土地等のうち、未買収となっている潰れ地について、その買収を進めているところ。」と締めくくられていますけれども、現在でも未買収の土地が存在していると理解していいのでしょうか。そうしますと、県内で未買収の土地はどのぐらいの規模であるのか。

○古堅孝道路管理課長 県全体の潰れ地の進捗状況ですけれども、県が管理する補助国道については96.8%完了しております。それから、県道については96.1%、幹線の市町村道で94.4%。全体として95.3%の進捗率となっております。

○仲宗根悟委員 未買収となっている理由、売買ができない大きな原因とはどこにあるのでしょうか。

○古堅孝道路管理課長 未買収となっている主な理由としまして、相続問題、所有者不明、筆界未定それから抵当権の設定などがあります。

○仲宗根悟委員 これは、去る大戦中に日米両軍によって引き起こされたということですから、これは戦後処理の一つかと思います。現在、未買収ということは県の財産にもなっていない道路ですよ。たびたび道路改良工事も出てくるとはと思いますが、この未買収地域の工事そのものに支障は出てこないのですか。

○古堅孝道路管理課長 ここについては、既に道路に入っておりますので、道路改良—新たに道路を拡幅していくときには問題にはならないかと思っております。

○末吉幸満土木建築部長 潰れ地とは、既に道路敷きになっていますが、そこで未買収用地があるということで、我々は後追いで買収をしてきているのです。新たな拡幅の場合には当然我々がまたそこを買収していくと。ですから、この未買収用地というものは既に道路敷きになっているということが、我々の道路敷きでの未買収購入となっております。

○仲宗根悟委員 所有権は県ではないけれども、道路として使ってはいるということなのでしょうか。大丈夫なのですか。

○古堅孝道路管理課長 法律上好ましい状態ではないので、未買収事業を続け

ているところでございます。

○仲宗根悟委員 相続の問題ですとか事例は出てきましたけれども、所有者が不明—いろいろな形で、土地ですから周辺に聞いたらどなたの土地なのかは大体は判明するのかもしれないと思ったりしますが、県として所有者が不明な土地についてのこれからの作業といいますか、こういった形で進めていくのでしょうか。最後にこれを聞いて終わります。

○古堅孝道路管理課長 所有者不明については、やはり市町村の協力を得ながら、地域の声も聞きながら進めていくしかないと考えております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、環境部関係の陳情平成24年第76号外24件の審査を行います。

ただいまの陳情について、環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當間秀史環境部長。

○當間秀史環境部長 環境部所管の陳情について、お手元の資料、土木環境委員会陳情案件資料により御説明いたします。

環境部所管の陳情は、目次にあるとおり、新規2件、継続23件、計25件となっております。

継続審議となっております陳情23件につきまして、前回の処理方針から変更

はございませんので、説明は省略させていただきます。

新規の陳情2件につきまして、処理方針を御説明いたします。

35ページをごらんください。

陳情平成27年第79号の4美ぎ島美しや（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

イリオモテヤマネコの交通事故防止については、ハード面の対策として、小動物横断管渠の設置や車の横断を音で知らせるゼブラ舗装等の対策を実施しております。また、県道白浜南風見線の除草については、年2回程度の業務委託やボランティアの協力により対応しております。

平成27年度は、事故多発区間にてドライバーがイリオモテヤマネコの飛び出しを見えやすくするために、除草回数を3回にふやす計画としております。

ソフト面の対策としては、平成25年度に世界自然遺産登録に向けた基礎資料として、イリオモテヤマネコの保護管理計画及び調査区域の検討に資するための生息分布調査を実施しております。

同調査の結果を踏まえ、平成27年度は、有識者や関係行政機関による交通事故防止対策の検討委員会を設置し、車道進入防止フェンスの設置も含めた対策について検討してまいります。

平成28年度以降は、交通事故防止対策の実証試験及び効果のモニタリングを行い、事業の改善に資することとしています。

次に、36ページをごらんください。

陳情平成27年第91号「沖縄県の蝶（県蝶）」の選定に関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

自然の動植物等を自治体のシンボルとして指定することは一般的に行われており、木、花、鳥については、全ての都道府県で指定されております。

都道府県のシンボルとして、「県の蝶」を定めている例としては、全国で唯一、埼玉県においてなされているところです。

一方、県内においては、与那国町のヨナグニサンなど、9市町村で「市町村の蝶」が定められているところです。

コノハチョウは、その食草が森林地帯にあることから、名護市及び本部町において指定されております。

沖縄県のシンボルとして、新たに「県の蝶」を選定することについては、指定の意義や効果、県民の関心等も考慮する必要があることから、その必要性やチョウの種類も含めて検討していきたいと考えております。

以上、環境部に係る陳情案件について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 環境部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 2点ほど確認させてください。31ページ、陳情第46号の4、塩屋湾の遊歩道の整備の話ですが、これは陳情の趣旨と処理概要の趣旨は少し違うのではないかと思っているのですけれども、そこまで大げさなことをやらなければならないものなのか。新たな国立公園整備計画に入れて遊歩道を整備するというような処理概要になっておりますけれども、そこまで大げさな話ではなく、塩屋湾の周辺に遊歩道を整備してほしいということだろうと私は解釈しておりますけれども、その辺のヒアリング的なことはやりましたか。見解を聞かせてください。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 今回の塩屋湾の整備につきましては、歩道が4キロメートル、それからあずまやが2カ所、若干山腹が崩れそうなどの整備をするということで要望が出ております。具体的には国であれ、県であれ、どちらでもいいというのが役場の要望ではございます。今回、塩屋湾についてはこれまで国定公園ということで県が所管する公園として指定されておりました。今回、世界遺産登録に合わせて国定公園から国立公園に格上げされる予定で、それにあわせて整備の要望があるということでございます。先ほど申しましたように、県であっても国であってもということではありますけれども、県ですと大体2000万円が年間の予算の標準ベースでございます。今回、この事業については約2億円から3億円の予算がかかるということで、県で整備しますと時間が大分かかるということもございまして、一旦国立公園化して国で整備すると進捗も上がるのではないかとということも考えておまして、その辺を今、環境省とも調整をしているという状況です。

○具志堅透委員 わかりましたけれども、世界遺産登録ということはまだ少し

先の話かと思っっているのです。皆さんはやはりそのほうが早いという認識ですか、それとも予算も当然ですが。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 世界遺産登録につきましては、御承知のとおり最短で平成30年という話もございますけれども、それに先駆けて国立公園化—いわゆる法的担保措置が必要なので、国立公園化が先行するということでございます。国立公園については地元3村も同意をされていて、県もその同意を受けて今取り組んでいるところで、遠くない将来に国立公園化すると。そうすると、その時点で国の所管になるということですので、どちらかというとそのほうが早いと県は考えております。

○具志堅透委員 ぜひ要望どおり取り組んでいただきたいと思います。国ともしっかり協議をして、組み込めていけるように努力をしていただきたいと思います。

それから2点目に、27ページ、陳情平成26年第38号、赤土流出に関する陳情に対してです。先の一般質問でも出ましたが、やはり抜本的に赤土流出防止をするためには全庁横断的な組織が必要だろうと言ったら、既に対策会議みたいなものができているということでありました。中身に関して少しお聞かせ願いたいのですけれども、副知事を筆頭にということになるのか、その構成をまず聞かせてください。

○仲宗根一哉環境保全課長 協議会につきましては、正式名称が沖縄県赤土等流出防止対策協議会という組織になっております。これは、委員長が副知事で、副委員長が環境部長ということで、そのほかに構成委員としてましては土木建築部長、文化観光スポーツ部長、農林水産部長、企画部長、総務部長、知事公室長となっております。また、この協議会の下に幹事会がありまして、幹事長が環境部の統括監、副幹事長が環境部環境保全課長となっております。残りは土木建築部あるいは農林水産部の関係課長から構成されております。さらにその下に実際の作業部会といいますか、ワーキングチームがありまして、それが環境部、農林水産部、土木建築部の関係各課の担当班長を中心に構成されております。

○具志堅透委員 今の構成だとかその協議会の仕組みあるいは幹事会ができているということに関しては、非常に立派なものできていると思っております。これはいつごろできているのか、それと幹事会あるいは協議会の会議の頻度—例えば、何か物事が起こってからやるのか、それとも年間通して行動計画を立

てていますよね。それに沿って行動していく中での会議になるのか。その辺の頻度といいますか、協議会のあり方、幹事会で議論したものを協議会に積み上げていって、どうするのか。何を目的にどうしているのかという部分も少しわかりやすく教えてほしいです。

○仲宗根一哉環境保全課長 きょうは細かな資料を持ち合わせておりませんが、概要的なものを申し上げさせていただきたいと思います。この協議会はもともと赤土の条例が施行されるに当たって、関係機関で中身について検討していくということで誕生したものだとして記憶しております。協議会については副知事を筆頭にしているわけですので、先ほど申し上げた条例でありますとか、先般策定しました赤土等流出防止対策基本計画といった大きなものの策定に関しては協議会で決定していくと。その前段の中でたたき台となるような案については、幹事会でたたいて上げていくといった感じで、幹事会に関してはそのような重要な決定すべき施策があるときには、年に数回程度。ワーキングチームに関しましては、細かな作業がありますので随時開催しているといったことになります。

○具志堅透委員 条例施行のときですから随分前にできたかと思いますがけれども、大きな基本計画をつくるときに協議会にかけてやるとか、その協議会というものはそういった赤土流出防止に対する県の方針といったものを決定する上での協議会なのか。私がイメージしているのは、基本計画ができました、行動計画をつくっています、それに沿って赤土流出防止対策を今後具体的にやってみましょう、そこをやっていくときに横断的な協力体制が必要だろうということで各セクションにおいてどの部門から出ていて、どの部門はどう対処しましょう、農林水産部はどうしましょう、土木建築部はどうしましょうとかという話し合いがあるはずなのです。私はそういうイメージを持っていますけれども、そうではない感じが見受けられますがどうですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 先ほど申し上げましたように、協議会は重要な施策を決定するときに開催するということになります。今、環境部としましては海域を中心に赤土の堆積状況がどうなっているのか毎年モニタリングをしております。そういったものをワーキングチーム会議それから幹事会の場でフィードバックしていきます。その監視海域ごとに流域がありますので、その流域での陸域対策がどうなっているのかと照らし合わせながら、関係部局がいろいろな赤土流出防止対策事業を展開しておりますので、それについてフィードバック

クして強化すべき部分は強化していくといったような内容で検討しております。そのために行動計画を策定して、どこの地域を重点的に対策を行っていくかを決めているところです。

○具志堅透委員 素人的な考え方なのですけれども、まず赤土流出防止をするためには、発生源を確認する、そして発生源を断つことだろうと。皆さんの基本計画を読んでいると、モニタリングは海域の調査—SPSSという資料を持ってきて堆積度合いを調査している。それはそれで大切です。しかし、流出する発生源を確認する、そこを調査をする。例えば雨が降ったときにどこから赤土が流れているのかという調査をする。調査もできて大体7割が農業畑だということも出ていますけれども、もう少し個別具体的に地域を特定してやる。では、そこをどういう対策すればいいのかということは、畑であればどうするのかという素人的な考えではありますが、私ならそう思いますけれども、その辺はやっていないのですか。例えば畑であれば農林水産部にどういう対策があるかとか、あるいは土木建築部であればどうだとかという話があるのだろうと思うのです。どうですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 委員おっしゃるとおりで、我々としても陸域の対策については、海域とは別にこれまで調査を行ってきて、最近行った調査では80%以上農地から赤土が出ているということで、今後の対策については農地対策を中心に展開していくべきだということで、関係部局ともそういう話し合いは続けているところです。問題は具体的に農地のどういったところから赤土が流れているのかと。具体的に個別のどの農地でどういう対策を重ねれば流出を抑えられるのかということも含めて、実際にその評価も農林水産部サイドとも具体的に詰めていこうとしている段階ですので、手法が定まればもっと効果的な対策もそこに集中してできるのかと考えております。

○具志堅透委員 ぜひ、その根源といいますか、もとを正して、そこにどういう対策をするか。そしてそのときに、横断的な各部局の協力体制が必要だろうと。そのために対策会議をつくってほしいという提案でしたが、今できている部分に関してはもっと大きな基本的なことをやるということですので、その会議をぜひとも対策協議会ということになっているから、大ごとを決めるだけではなく、原因や防止するためのものを話し合う横断的なものにしていただきたい。そのために副知事にリーダーシップを持ってやってくれということも話をしたのです。その辺をぜひやっていただきたいのですけれども、いかがですか。

そうでなければ防止できません。

○當間秀史環境部長 おっしゃるとおり、これまでワーキングチームそして幹事会あるいは協議会という段階を踏んで、どちらかといえば協議会は大きな事項の決定であるとか、余り頻度もなく年に1回やるかやらないかの状況だったのですけれども、どうしても赤土問題は環境部だけで解決できるような問題ではございませんので、おっしゃるとおり協議会をもっと機能的に動かして、赤土の流出に対して各部からの協力を得ながら、基本計画の達成に向けて取り組んでいきたいと思えます。

○具志堅透委員 皆さんはせつかく調査をして基本計画を立てて、行動計画もつくっているわけですから、それは何のためにあるのかということ、流出防止のためにあるわけです。青い海を取り戻すためにあるわけですから、実践にも入っているのです。そういったものを協議会で取り上げて、環境部長が中心となってほかの部長も取り込んでいって、全体でやらなければ結果は出ないと思えますので、これからが結果を出す時期だと思えます。ほかの部局にも訴えていって応援しますので、ぜひ頑張ってください。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 2つほどお聞きしたいと思えます。16ページ、陳情平成25年第50号の4をお願いします。陳情者は沖縄県離島振興協議会となっておりますけれども、この中の離島町村で処理できない廃棄物の処理・回収ルートを構築することという要請でもありますけれども、この処理方針の下から6行目、「八重山地域において木くず等を燃料として発電を行い、処理コストの軽減及び適正処理の確保を図るバイオマス資源活用コージェネレーションシステム構築事業を実施しているところ。」という処理方針がありますけれども、これについて少し具体的に説明をお願いしますか。

○棚原憲実環境整備課長 石垣市におけるバイオマスコージェネレーション事業について御説明いたします。この事業は、平成24年度から平成25年度にかけて実施いたしました。石垣島において木くずの処理に困っているという状況も踏まえまして、何とか効率的に発電をしながら有効活用できないかと実施をしたものであります。2年間の事業でありましたが、本来なら他県ですと間

伐材とかを活用してやりますけれども、石垣島の場合は建設廃材を活用して実証実験ということになりまして、当初予定していました機械の基準と実際に配置される木くずの形状が余りにも違ったりといった問題がありました。実際には営業ベースでは難しいという結論になった事業です。その後、地元の廃棄物処理業者共同組合が実証実験を引き継ぎまして、昨年11月まで実証しましたが、実際の処理費と県外に輸送して処理するコストとの比率では、やはりこのほうがランニングコストが高いという結果になっております。

○奥平一夫委員 それでは処理方針にならないのではありませんか。結局、その実証実験は失敗したということでしょう。

○棚原憲実環境整備課長 当初予定していたほどの木くずの処理ができなかったということがありまして、今現在はより効率的な沖縄本島への輸送について検討を行っているところです。

○奥平一夫委員 私は離島の人間ですので、医療もそうですけれども、島内で完結することは非常に大事なことだと思います。ですから、処理できないから安易に島外へ出して島外の皆さんに無理を押しつけるということではなく、行政としては今のような実証実験をしながらもっと効率的な方法を探して、木くずはごみではなく資源なのです。その資源を生かすという前向きな姿勢でやっていかなければ、いつまでたっても補助金で全部動いて、結局県の補助金でわざわざ輸送しているという無駄なことが起こるのです。ですから、そういう意味では、こういう事業は他府県にいっぱいあると思います。こういう資源はただ燃やすだけというのではなく、エネルギーに変えていくという資源として考えていけば、これはどこでもできる。量の問題があるとおっしゃいましたけれども、機械の品質もよくなっていると思いますから、この辺も探し出して小さな離島でもこれがうまく循環できるようなことを。とにかく島内で完結させていくという方向へむしろ方向転換したほうがいいのではありませんか。輸送料で毎年そういう補助金を出しているよりは、いかがでしょう。これは環境部長に聞いたほうがいいですか。

○當間秀史環境部長 このシステムになかなか難しい面があったのは、先ほど言っていたように、本来本土であれば林業から出た廃材で前処理なく木くずにしていけますけれども、建設廃材の場合はどうしても前処理が必要になってきて、その部分でコストがかさむということと、やはり離島という限られた範囲

の中ではその機械の規模自体がどうしてもコンパクトにならざるを得なくなると、どうしてもコスト高になるということがあって、これに加えて食用油も使えないかという実証もしましたけれども、やはりコスト的に引き合わないということがありましたので、この部分については我々としても実証をした結論になったということで。だからといって、これで離島地域で発生するごみ問題はこれで終わりというわけではないと我々は考えておりますので、何かほかの方法がないかを検討していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 ですから、基本的には島で出たものは島で完結する。医療もそうですけれども、できるだけ島外へ出て行って治療に当たるというよりも、島内で完結していく。県立宮古病院、県立八重山病院もそういう形で医療機器も導入したり、医師も採用したりしてそういう形でどんどん進んでいます。ですから、自前で処理するという誇りや自信みたいなものを離島の皆さんに持たせてください。そういう応援もして、自前で全部動かしていくという方向でぜひ行ってほしいと思います。これは私の意見です。実は、この木くずについて34ページ、石垣市議会議長からの陳情第69号の処理概要の、「輸送システムの構築事業を実施しているところです。」という部分で、なぜまたここで輸送の話をしているのか。今の議論を通して、結局は輸送に落ち着いたということになってしまうのです。悪くはないと思いますけれども、やはり毎年そういう補助金を出さないで、島内で処理できるというシステムをぜひ考えてほしいとお願いしたいと思います。

もう一つだけ。不法投棄で全県1位の宮古島の人間が言うのも恥ずかしいですけれども、15ページをお願いします。不法投棄についての陳情があります。これの不法投棄についてのみお聞きしたいと思いますけれども、例えば、県では県警察OBによる廃棄物監視指導員や不法投棄監視員を保健所へ配置しているという処理方針になっていますけれども、不法投棄監視員は県内に何名いらっしゃいますか。

○棚原憲実環境整備課長 県警察OBを嘱託の廃棄物監視指導員として、県内全ての保健所に計6名配置しております。それと、不法投棄を主に監視していただくために、沖縄本島内の特に人口等が多い保健所ということで、沖縄本島内の3保健所に各1名ずつ配置して、計9名を監視指導員として従事していただいております。

○奥平一夫委員 昨年度、地域別で何トンぐらいが不法投棄されましたか。

○**棚原憲実環境整備課長** 平成26年度につきましては、現在各保健所からのデータを集計中でありまして、平成25年度についてお答えします。平成25年度の不法投棄件数は96件で、北部保健所が25件、中部保健所が10件、南部保健所が37件、宮古保健所が9件、八重山保健所13件、那覇市保健所が2件の計96件となっております。

○**奥平一夫委員** それで、不法投棄のごみは発見したら県が全て収集するということではありませんよね。不法投棄事業者をできるだけ探して自前で処理させるという建前にはなっていますけれども、それでもそういうことができなくて、今、実際にこれまで積み上げられたごみはおよそ何百トンぐらいですか。

○**棚原憲実環境整備課長** 平成25年度末の報告集計では、2604トンとなっております。

○**奥平一夫委員** これは当然、原則としてはごみを投棄した人が処理をするということにはなっていますけれども、これは一番古くて何年前かわかりますか。

それで、2604トンというごみ在实际にあるのに、黙認しなければならないという非常に苦しい立場にありますよね。ましてや不法投棄が2000トン余りもあることの弊害もいろいろあると思うのです。ごみが捨てられているとまた持ってきて捨てちゃうという、汚いところには汚いものが集まるというようになっているのです。そこで、少なくとも2600トンで黙認すると言うと語弊がありますけれども、例えば行政代執行で、2600トンですから大した金はかからないと思います。観光産業を進めている沖縄県ですから、行政代執行をやる予定はありませんか。

○**當間秀史環境部長** 平成25年度で2604トンと申し上げましたけれども、問題なのは行政代執行をするにおいても、そもそもこのごみが一般廃棄物なのか産業廃棄物なのかの確定が必要になります。というのは、一般廃棄物であれば市町村が行わなければならない、産業廃棄物は県がやるという法制度になっておりまして、なおかつ行政代執行するためには名宛て人という犯人がわかっていると行政代執行の手続がとれないという難しい問題がありまして、県としましては今のところ市町村に対して不法投棄されたごみについて2分の1の補助をしております。

○奥平一夫委員 不法投棄されたごみは一般廃棄物か産業廃棄物かわからないからどちらがどれを処理するかも難しいというお話ですけれども、捨てられているごみを見たら、皆ごみなのです。要するに、縦割りで物事を考えるということも皆さんの立場としてわかりますけれども、ただ沖縄県はごみだらけだと県外から来た方も思います。でもそれは市町村がやるべきだから我々は知りませんとか、いやこれは当然県がやるべきでしょうという話ではなくて、やはり市町村と県で横断的に今こそ代執行をかけて、何年もたっていてこれだけ積み上がっているわけですから犯人は見つからないでしょう。そこは、それぞれの域を飛び越えて横断的に協力をするという大英断が必要かと思えますけれども、いかがですか。

○當間秀史環境部長 不法投棄の問題については、常に市町村と連携をしております。例えば不法投棄防止パトロールなどもやっております。今残っているごみ問題につきまして、今後どういう処理をしていくかについて、いま一度市町村と相談してみたいと思います。

○奥平一夫委員 とにかく垣根を越えて沖縄県からごみは撤去する。さらに不法投棄を予防することに力を入れるようにしていただきたいと思っています。もう一度御見解をお願いします。

○當間秀史環境部長 観光振興のためにも美しい沖縄県を守っていくということも環境部の仕事でございますので、その辺は市町村とよく連携して取り組んでいきたいと思っています。

○奥平一夫委員 1つだけ。併任制の制度ができたのはもう10年近くなるのではないのでしょうか。私がちょうど県議会議員になって、このことに取り組んで併任制ができました。今、実際にこの併任制度を利用しているこれまでの市町村は何カ所ぐらいでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 委員のおっしゃった併任制につきましては、平成18年から始めております。市町村の職員が産業廃棄物処理施設等に立ち入りできるように、県職員として併任発令するものですが、平成26年度で9市町村、28名に併任発令しております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 21ページ、陳情平成25年第123号。例の産業廃棄物処理場の水質汚濁の問題で、皆さんの処理方針では、県では同処分場周辺の地下水から環境基準値を超えるヒ素等が検出されていることから云々と書いていますね。この中身を少し説明してもらえますか。

○棚原憲実環境整備課長 平成23年8月の定期調査で1カ所でヒ素が基準値を超過したことから、我々としまでもこの調査を開始しております。その後、平成25年に4回実施しました地下水の調査におきまして、その水質結果や同地域の状況につきまして専門家の意見を踏まえて、この最終処分場が原因とする地下水汚染が確認されているという状況であります。

○嘉陽宗儀委員 地下水汚染の中身を説明してください。

○棚原憲実環境整備課長 平成27年2月の地下水調査9ポイントで実施した結果ですけれども、基準値を超過したポイントとしまして、カドミウムが2ポイント、総水銀1ポイント、ヒ素が4ポイント、ホウ素が5ポイント、1,4-ジオキサンが1ポイントとなっております。

○嘉陽宗儀委員 今読み上げたのは、人体にかなり大きな影響を与えますよね。いかがですか。

○棚原憲実環境整備課長 委員おっしゃるように、我々としても重要な対策が必要な事例だと思っております。できるだけ拡散を防止する対策を事業者にもとってもらっております。県としまでも、周辺環境への広がりを確認するために地下水のモニタリング等を継続して実施しております。今現在は処分場周辺の地下水に影響がとどまっているという理解をしております。

○嘉陽宗儀委員 この産業廃棄物処理場の水質汚染については、私は一貫して調査してきたのです。皆さんがやったとは言わないけれども、前任者の皆さんはいかにして真実を隠し、猛毒はないかのようなことをやっていたけれども、今は少なくともそういう面では風評被害等がありながら、一度は発表したのですよね。今の実態については、県民に発表しましたか。

○**當間秀史環境部長** その都度の調査結果につきましては、地元の住民説明会においてまずは説明するとともに、マスコミ等に対しても情報提供をしております。

○**嘉陽宗儀委員** その住民説明会に私も参加してきましたけれども、私から言うと皆さんは事業者をかばって、やはり風評被害が気になってきちんとしていないということがあるのではないかと思うのです。ですから、引き続き産業廃棄物処理場からの浸出水も解決されていないし、猛毒がまだ地下で拡散しているという問題もあると思いますので、これは引き続き重視して、この対策をちゃんととってほしいと思いますけれども、いかがですか。

○**當間秀史環境部長** 御承知かと思えますけれども、倉敷のごみ山は安定型処分場と管理型処分場に分かれておまして、今、安定型は既に切り崩しが終わってごみ山のごみは全て処理が済んでおります。今、ビニールシートに土をかぶせるなどをしてキャッピングが済んで、その地域からは地下水が浸透しないような構造になっております。さらに、管理型についても上部に排水を設けまして、キャッピングするなどをして地下水対策をしております。なおかつバリア井戸4本で水をくみ出して、以前の地下水の水位よりもかなり下がってきて、周辺へ物質が拡散しないような措置をとっているところであります。

○**嘉陽宗儀委員** 地下水の拡散については、皆さんがいろいろ対策をとっているみたいですがけれども、これは引き続き努力する以外ないと思いますので、これについてこれ以上言わないことにしましょう。あのごみ山は全て解決しておりますか。

○**當間秀史環境部長** 安定型については既に解決しておまして、管理型のほうがまだ進んでおりません。これはあと7年程度はかかるということで今やっておりますけれども、ただ、実はそのごみ山におけるごみを整理するために、トン袋で一旦これを燃やしたり、県外へ送って処分しなければなりませんので、トン袋が滞留している状況がありましたので、これについて処分するようということで命令をしているところです。

○**嘉陽宗儀委員** 命令してすぐ聞いてくれたらいいですがけれども、なかなか聞きませんよね。聞かないところに新しく近くにまたごみ捨て場をつくっているという訴えがありますけれども、つかんでいますか。

○**當間秀史環境部長** ごみ山から切り崩したごみをフレキシブルコンテナバッグフレコンバッグに入れて、焼却場のヤードに置いたり、あるいは新しいヤードに置いていることが見られたものですから、実はこの滞留を処理してもらうために先月14日に事業停止命令を行いまして、9月15日から今月10月25日までに滞留しているフレコンバッグを処理するように命令をしているところです。

○**嘉陽宗儀委員** 大問題になっているのに、またよそにこういう悪さをして、皆さんが言うことを聞くとお思いますか。

○**當間秀史環境部長** 9月15日から業務停止でフレコンバッグの処理をやっているところでありまして、そのフレコンバッグは当初1万體ございましたけれども、現時点では約3000體になっている状況であります。

○**嘉陽宗儀委員** ウシェーテますよね。環境部長の顔を見たら元気出なくなりますよ。

次に、22ページ、陳情平成25年第148号、新設予定の基地環境特別対策室の問題が出ていますね。これはどうなっていますか。

○**松田了環境政策課基地環境特別対策室長** 処理方針にもございますように、米軍基地に起因する環境問題の解決を迅速かつ適切に行うため、今、私ども基地環境特別対策室で、基地に関連する環境問題が発生したときに、どのように対処すればよろしいかということをお明らかにするために、基地環境ガイドライン（仮称）と基地の環境カルテの2本について作業を進めている状況です。

○**嘉陽宗儀委員** 米軍基地内の環境についてきちんとやることは十分意義があると思います。ここに、キャンプ・ハンセンのハブとマンガース汚染の問題が出ていますけれども、沖縄県の米軍基地は我々が考えている以上に汚染されていると思うのです。例えば、沖縄市のサッカー場のドラム缶問題もありますけれども、私は小さいころあの辺で遊んでいたのですが、あそこは谷底になっていて、そこに全部いろいろなものを放り込んで、それが今出てきているのです。ベトナム戦争時には、米国がベトナムで戦をした戦車やトラック、死体も全部運んできて、洗って縫って本国へ送った。あの地域での環境汚染は、三価クロムや肺炎になって肺がんで死んだ人がかなりいるのです。ところがそれが除去

されていない。それが今でも残っている。その結果そこに生息していたハブなどもにもそういう化学物質の汚染が広がっているということがあります。質疑はこれ以上しませんけれども、沖縄市のドラム缶にしろ、西普天間住宅地区の返還地域も、この間現場を見に行きましたけれども、やはり本格的に米軍基地内の汚染実態の調査は、せつかくこれを設けたのですからやってもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○當間秀史環境部長 そういう認識は我々も持っておりまして、特にベトナム戦争前後における米軍基地の物質集積等があったらろうということは推測できますけれども、ただ、情報が全くないということで、米軍に照会してもその辺の情報は40年も前の話なので持ち合わせていないということがあります。基地内の環境を管理する日本環境管理基準—J E G S 以前の話についてはさわらないということがあって、なかなか基地内の環境がどうなっているかという情報は全くない状況なので、今後基地環境特別対策室でやろうしていることは、基地ごとの環境情報を集めて基地環境カルテをつくることを考えておりまして、今、こういった情報を米国の公文書館から収集しているところです。そういうものを踏まえて、今後返還される基地については、環境浄化がきちんと県民が安心できる状態で進められるようにしていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 当時の実態は、環境部長も沖縄市出身でしたらベトナム戦争当時の状況も見ていますよね。あの辺で働いて三価クロムで亡くなった人も多かったので、少なくとも沖縄県としてあのようなひどいことになっていたものが、今なお残留物があって被害拡散するおそれがあるという状況がありますから、きちんと調べること。白書をつくるというので、いいことかと。この問題を聞こうと思ったのは、当時の地元マスコミの新聞を探してみると、たくさん報道しています。歴史的告発です。当時の新聞が告発する事態がみんなある。最低そこを調べればこういう質疑にもすぐ答えられるのに、米国の云々よりは当時の地元新聞の記事を掘り返せば幾らでも出てきます。次までにしっかりと白書をまとめてください。

○當間秀史環境部長 今回の基地環境カルテには、そういったマスコミの情報等も盛り込んでいくことにしておりますので、しっかりとまとめていきたいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 今の基地環境特別対策室の件ですけれども、沖縄市サッカー場のドラム缶については数値が変わっていましたよね。それは調査項目が変わっていたということがあったかもしれません。そういうときに、皆さんと沖縄防衛局あるいは沖縄市でなぜこうなったかという会議をしていますよね。その会議録はしっかりとっていただきたいと思いますが、その辺はどうなっていますか。

○**仲宗根一哉環境保全課長** サッカー場跡地でいろいろな調査を実施するに当たっては、沖縄防衛局と沖縄市それと県で、沖縄防衛局が提示する調査案についていろいろ調整なり検討なりをした上で、沖縄防衛局がそれをまた持ち帰って、案について修正して再度検討の場に持ってきて、調整を繰り返しながら実際に調査体制を整えていくといった流れになっております。そういった協議の場は調査方針などの決定というよりも調整の場という形ですので、互いの機関としては特に議事録を作成することは考えておりません。今後とも調査を実施するに当たっては、数値が違うということは当初の検討の段階で調査手法のすり合わせがきちんとされていなかったこともありましたが、2回目の追加調整以降は沖縄市と沖縄防衛局の調査結果についてほとんど差は見られておりません。ですから、全面調査以降は沖縄市も数値の精度が担保されたということで、クロスチェックはしていないという状況にあります。今後とも3者で調整をしながら、適切に調査が進んで現状回復がスムーズにいくような形で検討を続けていきたいと考えております。

○**新垣清涼委員** 今、説明があるのは、最初の調査項目について議論していたときの記録があるからできるわけですよね。なぜ違いが出てきたかということも含めて蓄積することが大事だと思うのです。今、嘉陽委員から基地の土地使用履歴の話もありました。当時の新聞記事を見れば、どういうことがどこで起こっているということがあって、そういうものを調べることによって何年間かそこで働いていた従業員や軍雇用員の話が聞けるのです。そういうことを聞くことによって、ここで草刈り作業をしていた人たちにかゆみやかぶれが出てきたとか、そういう状況を記録しておくことが、今、基地環境特別対策室の仕事ではないかと思うのです。それが何なのかという原因究明はできると思うのです。そこら辺のことまでやっていただきたいのですけれども、その辺はどうですか。

○**當間秀史環境部長** この件は、実はまさに我々が今考えていた件であります。沖縄市のサッカー場の問題は今後出てくる事例の大きな参考となる事案になります。ですから、沖縄市サッカー場の最初でんまつから最後一汚染除去が終わった時点で、1冊の報告書をぜひつくりたいと考えております。

○**新垣清涼委員** キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の住宅の取り壊しについては、アスベストが使われているという話があります。軍雇用員の話として、普通、中の住人が出ていったときに、次の人のために掃除をしたりいろいろメンテナンスをやるのです。そのときに何かが出てきて掃除がストップされて、次の人が入れない家があったということがあるのです。ですから、そういうところには環境汚染物質が出た可能性があるわけです。そういうことも含めて、やはり当時の軍雇用員の話の聞き取りは、それが汚染物質が出たという確かな話につながらないかもしれませんが、そういう聞き取り調査はとても大事だと思うのです。あそこは、五、六年あるいは三、四年ごとに、頻繁に屋根の塗装で上のコールタールみたいなものを剥がして、また塗って剥がすことをよくやっているのです。そうするとそこに入っていたものはどこで処理されたのか。そういったことも聞き取りすることによって、どこに何を捨てたか出てくるはずなのです。そうすることによってその土地の履歴が出てくると思いますので、ぜひそこら辺の調査を広げていきただきたいと思えます。

○**當間秀史環境部長** 実は、その調査を昨年市町村を通じて行いました。ところが、我々の調査ではそういう方が出てきませんでした。

○**新垣清涼委員** そういう調査を皆さんのホームページでも発信をして、市町村の広報誌などにも載せる。県民から広く情報を集めることが大事だと思うのです。必ずしも、瑞慶覧地区だからといってそこで働いていた人は宜野湾市内の人たちだけとは限らないのです。当時は近くにいたかもしれないけれども、定年になってふるさとに帰るとか、ヤンバルや離島の出身だったかもしれないこともあるので、私は広く情報を集めてほしいと思うのです。私の住んでいる喜友名地域でゴルフレンジだったところがありますけれども、そこは昔ごみ捨て場だったのです。40年、50年なっていますけれども、今でも沈下しています。中のごみが上の土でどんどん沈下しているのです。そこは、やはり掘り返さないと何が入っているかわからない状況なのです。あのころは持ってきてずっと捨てていました。ですから、私たちは見ているからわかりますけれども、多分

私たちの子供の世代からはそういう状況はわかりませんよね。そうすると、そこを再開発しようとしたときに、そういう経緯がわかっている人たちが言わないと、何だという話になってしまうので、やはり聞き取りというものは、特に米軍基地の基地従業員の皆さんからこの辺をしっかりとやっていただきたいと思います。

もう一つ、5ページ、陳情平成24年第162号の2、ヤンバルの森における皆伐中止を求める陳情です。ヤンバルに林道をつくるために皆伐をしていましたけれども、それはとまっていると私は認識していますが、それでよろしいでしょうか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 ヤンバルの森の伐採については、県有林と村有林両方でこれまで伐採が行われておりました。県有林については2年前、3年前にやんばる型森林業を推進するという方針を決めまして、環境配慮型の森林施業をしよう、皆伐をできるだけ減らして、できるだけ択伐にするということで、一定程度の実証の結果、県民の理解が得られた段階で再度伐採をするということで、今まさにその実証段階ということが県営林についてはそういう状況になっていると。毎年新しい機械を入れたり、択伐がどのような形でペイできるのか、今まさに実証実験をしている状況です。一方、村有林については、従前どおり皆伐の方式で伐採がなされております。ただ、これまで大体年間10ヘクタールで、1カ所当たり500アール未満の伐採が年間で大体2カ所ぐらいされてきている状況でございます。ただ、村有林においてもできるだけ伐採面積を減らそうということで、2ヘクタールだとか3ヘクタールで伐採の箇所数はふえますけれども、できるだけ大面積を避けようと、今、伐採されていると聞いております。

○新垣清涼委員 やはりヤンバルの森の生態系を維持するために、マングースの捕獲作戦がされていると思いますけれども、その効果として希少種の回復状況が見られると書いてありますが、数値で出るのかわかりませんが効果としてどのぐらい出ていますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 自然回復の状況調査につきましては、マングースの捕獲とあわせてハンターが常に希少種を発見した場所を記録しているという状況でございます。これまで希少種が目撃された箇所がどんどん広がっている状況です。

希少種については、カエルやヤンバルクイナなどノグチゲラも含めて7種、

8種ぐらいの種を定めて、今、調査をしております。具体的に全体で何羽見つかったとかいうことではなく、今、整理の仕方としては見つかった箇所を図面に落として、その目撃箇所がどんどん広がっているという状況です。

○新垣清涼委員 ヤンバルクイナが道路に出てきて交通事故に遭うことがありますよね。マングースに追われて道路に飛び出してきたのか、あるいはヤンバルクイナ自体の数がふえて縄張り争いが激しくなって外に出てくるのか、そこから辺は非常に見分けにくいと思うのです。ところがノグチゲラだとかといった場合、巣を数えるということは大変かもしれませんが、それによってできるとは思いますが、その辺の取り組みなどがもしありましたら。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 正確な数字は我々も把握はしていないところですが、ノグチゲラにつきましても新聞にも載っていましたが、お名前護市のほうまで営巣が見られたと。我々の調査の中でも一定程度ヤンバルクイナの数はふえているということで、まだ何頭ふえたという数字の発表はできませんけれども、一定程度ふえている。それから、輪禍に遭うのはどちらかという餌を食べに来るということで、東海岸については堆肥場などがあるものですから、ミミズとかの餌がたくさんあって、その周辺が非常に発見率も多いという話は聞いております。

○新垣清涼委員 先ほど、発見場所とかを地図に示しているという話ですが、対比といいますか、平成何年にはここで発見して、去年はこうだったという図や表などとしてありますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 委員おっしゃるように、何年度の時点で発見されたかポイントではなく格子を組んでメッシュで発見された場所を落としておりますので、それがだんだん広がっているという状況はデータとして見られます。

○新垣清涼委員 それから、シンポジウムとかフォーラムを開催しますとなっていますけれども、そのシンポジウムやフォーラムの結果といいますか、その報告書はありますでしょうか。後で資料をいただきます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、企業局関係の陳情平成24年第158号の2及び陳情74号の2の審査を行います。

なお、陳情74号の2につきましては、土木建築部と共管になっております。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

なお、ただいまの陳情2件は継続の陳情でありますので、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局関連の陳情は、継続2件となっております。

平成24年陳情第158号の2平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情、記の6及び陳情第74号の2西系列河川（国頭村7河川）における流水占用許可期間更新に関する陳情の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○新垣良俊委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 1つだけ聞きたいのですけれども、工業用水については、商売で言えば売る量はふえましたか。

○平良敏昭企業局長 毎年、工業用水についてはいろいろ指摘を受けているところでございますけれども、平成26年度末で95事業者で、前年度が94事業者ですので1事業者ふえているということで、契約水量は2万立方メートル前後ぐらいで、3万立方メートルが全体の日量ですので、それに対して1万立方メートルは下回っているという状況です。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序及び方法などについて協議)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第3号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例及び乙第4号議案沖縄県流域下水道条例の一部を改正する条例の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案及び乙第4号議案の条例議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第7号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第10号議案財産の取得について及び乙第13号議案訴えの提起についての議決議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案、乙第10号議案及び乙第13号議案の議決議案は可決されました。

次に、陳情等の裁決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、決算特別委員長から依頼のありました本委員会の所管事務に係る決算の調査について及び審査日程についてを議題に追加し、直ちに審査を行います。

まず、本委員会へ調査依頼のあった乙第18号議案及び乙第19号議案の議決議案2件、認定第1号、認定第5号、認定第7号、認定第13号、認定第16号から認定第19号まで、認定第22号及び認定第23号の決算10件を議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案2件及び決算10件については、閉会中に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、審査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、審査日程について協議した結果、別添審査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

審査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から、決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)の主な点を説明。)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

決算議案の審査等に当たっては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき行うこととし、その他の事項に関しては決算特別委員会と同様に取り扱うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情67件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

次回は、10月20日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣良俊